

# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

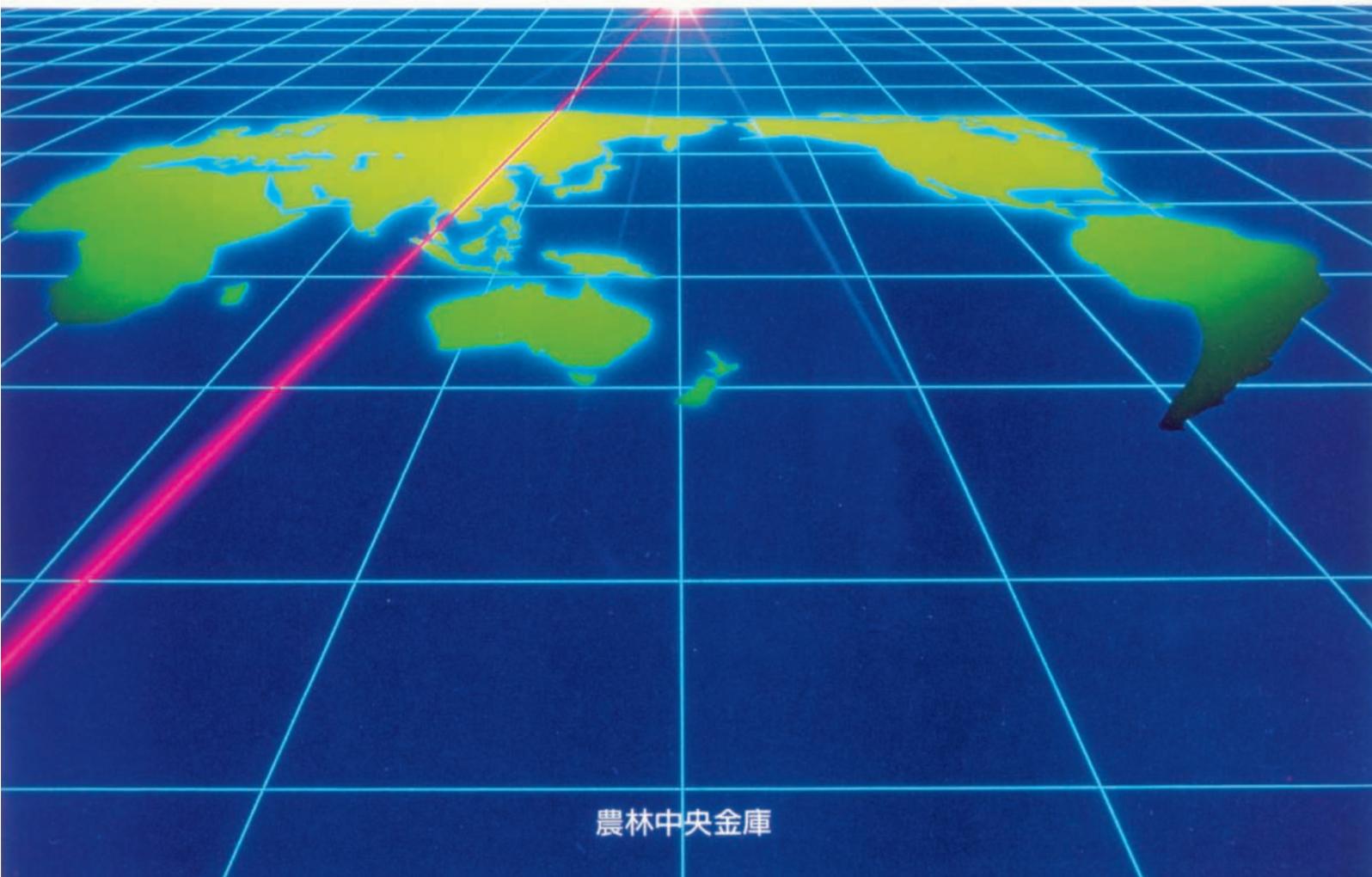
2009 **8** AUGUST

## 東アジアにおける米生産の現況

現場にみる米政策改革の動向

台湾の米生産調整の経過と実情

変貌するコメの国際市場



## 「米」と農村社会

「米」が、わが国における農産物として極めて重要な地位を占めてきたものであることは言うまでもないが、米を作るための水田の営みが、わが国農村社会に与えてきた影響もまた計り知れない。水田における共同の作業、水利用における相互の調整といった古くからの営みは、村落共同体が有していた相互扶助、相互規制といった機能と深くかかわっているものであろう。

こうしたわが国における村落共同体の在り様は、かつて多くの議論の対象となり、その評価もまた多様であった。日本人の心の故郷として柳田國男が愛惜の念をこめて語ったのも村落共同体であり、丸山真男がわが国封建社会・超国家主義の基底をなし、克服すべきものとして論じたのもまた村落共同体であった。柳田が相互扶助という美しい側面のみを見、丸山が相互規制という否定的な側面のみを見ていたとするのはあまりに単純化しすぎた議論であろうが、村落共同体の有する複雑な性格が、両者の異なる感性に異なる啓示を与えたであろうことは想像に難くない。そもそも、相互扶助をプラス面、相互規制をマイナス面とする議論も単純にすぎよう。相互扶助の内包する「仲間意識」が農村の排他性、閉鎖性につながっていたことは否定できず、一方において、相互規制の意識が、様々な側面で農村におけるモラルの維持に役立ち、農村の生活の場で、また多くの農業政策の遂行面で大きな役割を果たしてきたことも事実であろう。

そうした様々な評価がありつつも、村落共同体がわが国農村の生活を支え、農業政策を支え、そして農協の基盤として農協組織を支えてきたものであることは紛れの無い事実である。村落共同体の「崩壊」が叫ばれるようになって久しいが、わが国農村は、現在に至るまで、そうした農村の基本的な性格をかるうじて維持してきたように思える。しかし、近年の高齢化の急速な進展と、水田経営のあり方の大きな変化は、わが国農村社会に、決定的な変化を迫りつつあるように思えてならない。農業の在り様は、農村社会の在り様と密接な関連を有するものであり、水田政策は、単に産業政策としての意味だけではなく、水田経営の在り様を通じ、農村社会にも深くかかわるものである。自由化・市場化を徹底し、零細農家の退出を強要し、さらには100ha規模の農家を1万戸作ればよし、といった類の近年の農業改革の議論においては、どのような農村社会を展望するのかという視点が決定的に欠けているように思えてならない。

一方、いかにかつてのわが国の農村への郷愁を覚えようとも、それをそのまま現在の社会に復活させることは不可能であり、またそれが望ましい道であるとも思えない。今後の農村は、農業を産業として維持していくという観点から、さらには、より魅力的な社会であるという観点からも、新たな参加者を許容する、より開かれたものとなるべきであろう。農業政策は、そうした多様な主体が参画し、農村を持続的な社会として維持し得るという観点から議論されるべきであろう。また、我々農協系統組織は、自らの基盤であった農村社会の変貌に際し、活力ある、新たな共同体を形成していくための、より積極的な役割が求められているものと思われる。

((株)農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 原 弘平・はらこうへい)

今月のテーマ

## 東アジアにおける米生産の現況

今月の窓

### 「米」と農村社会

(株)農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 原 弘平

生産調整実施者に対する助成を中心に  
現場にみる米政策改革の動向

小針美和 2

台湾に見る“日本の近未来”への対応  
台湾の米生産調整の経過と実情

蔦谷栄一 16

タイの輸出構造との関連を中心に  
変貌するコメの国際市場

室屋有宏 34

談話室

### 食料供給の構造的過剰化と低価格時代

東京農業大学国際食料情報学部教授 藤島廣二 32

外国事情

### ヨーロッパ協同組合法の制定とその影響

田中久義 49

統計資料 58

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 現場にみる米政策改革の動向

## 生産調整実施者に対する助成を中心に

研究員 小針美和

### 〔要 旨〕

- 1 2002年に政府が打ち出した米政策改革では、“単に生産調整の達成を主目的とした対策から転換すること”“地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組みの一環として生産調整を推進すること”を基本的な考え方として施策を講ずることとしている。そして、主食用米の需給調整については、平成19年産より「農業者・農業者団体の主体的な需給システム」に移行し、政府の役割はその主体的な取組みを支援することとされた。
- 2 この米政策改革の基本的な考え方に沿った生産調整実施者への中核的な支援策として措置されたものが「産地づくり対策」である。この産地づくり対策の実施状況、取組事例をみると、コメを作らない、というネガティブな意味だけの生産調整の取組みではなく、地域の実情に応じた事業、助成体系を組むことで、地域の農業構造、生産構造を変えていきつつ生産調整への対応を図る動きがみられる。その背景として、産地づくり交付金では、地域の独自裁量がある程度認められていることにより、地域の創意工夫が活かせる仕組みであることがあげられる。
- 3 07年秋の米緊急対策以降、米政策改革関連の施策の見直しが行われ、需給調整については、米政策改革の基本的な考え方である農業者・農業者団体の主体的な取組みというよりも、農業者に対する強制を強めることで目標達成を図るという考え方がより濃くなっている。
- 4 生産調整の拡大に対しては、新たな助成が設けられ、選択できるメニュー、助成額の増加により新たに生産調整に取り組む農業者が増えることが期待される。しかし、それぞれの施策がややもすればその時々への対応として講じられていることから、政策全体としてみると仕組みが複雑になっており、農業者に対する政策のメッセージ、シグナルが伝わりにくくなっている。
- 5 その結果、農業者にとっては将来の見通し、計画を立てにくくなり、前向きな投資への意欲を削ぐ要因となる。また、現場での実務もさらに複雑となることで、推進担当者の負担の増加にもつながっている。日本農業の高齢化や農村社会の過疎化が進むなかにあって、このような施策の副作用を小さくし、地域の貴重な人的資源を前向きに活かしていくことが今後さらに重要となる。米政策改革で示された理念のとおり、メッセージが明瞭で分かりやすく、効率的で無駄のない政策としていくこと、それを実現しうる政策決定がのぞまれる。

## 目次

### はじめに

#### 1 07年度当初の施策の枠組み

- (1) 政府，農業者・農業者団体の役割
- (2) 政府による生産調整実施者に対する  
主な支援措置

#### 2 産地づくり対策の取組み

- (1) 全国ベースでみた交付金の交付状況

- (2) 現地にみる取組み

#### 3 米緊急対策以降の施策の見直し，新たな施策

- (1) 生産調整の進め方を見直し
- (2) 平成21年産以降の生産調整への助成
- (3) 施策を推進するうえでの課題

おわりに

## はじめに

2002年に政府が打ち出した「米政策改革」は、10年度を到達目標として、“米づくりのあるべき姿”を目指し施策を展開することとしている。しかし、07年秋の米緊急対策以降の見直しにより施策の内容が複雑となり、農業者に対する政策のメッセージが伝わりにくくなってしまっている。

そこで、本稿では、当初の米政策改革の考え方にもとづく施策の枠組みを整理し、特に中核的な支援措置とされた「産地づくり対策」の実施状況、取組事例を通じて、この施策のもと、地域がそれぞれに地域の実情に合わせて創意工夫を活かした取組みを展開している動きがあることを示す。その上で、現行のコメ政策の施策体系の整理を行い、現行の仕組みについて、特に、生産調整実施者に対する助成を中心に、当初の米政策改革の考え方との関係において、現場からみえる課題を提起することとした。

## 1 07年度当初の施策の枠組み

- (1) 政府，農業者・農業者団体の役割

まず、「米政策改革」に関して、食糧法、経営所得安定対策等実施要綱および米政策改革基本要綱にもとづいた当初の施策の枠組みを整理しておく。

米政策改革基本要綱では、“単に生産調整の達成を主目的とした対策から転換すること”“地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組みの一環として生産調整を推進すること”を米政策改革の基本的な考え方として、施策を講ずることとしている。

そして、この基本的考え方にもとづき、主食用米の需給調整については、平成16年産より、国が転作（コメを作らない）面積を行政ルートを通じて配分する方式を転換し、生産目標数量（生産できるコメの生産数量）を配分することとした。ただし、当面の措置として、平成18年産までは、国および農業者団体が生産目標数量を配分す

る、いわゆる「数量調整方式」としていたが、平成19年産からは「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」として、国等が提供するコメの需要量に関する情報をもとに、農協、集荷業者、農業者等の認定方針作成者が自ら生産数量目標を決定し、農業者に配分するしくみとなった。<sup>(注1)</sup>

一方で、政府の役割は、農業者・農業者団体による主体的な取組みを支援することとされた(食糧法第3条)。具体的には、需給調整の前提となる需要見通しの策定、需給調整に対する指導助言、豊作により発生した過剰米処理のほか、産地づくりの推進、米価下落に対する補てんのための助成等を実施することとした。<sup>(注2)</sup>

そして、政府の役割としてあげられた「農業者・農業者団体による主体的な取組みを支援」するための具体的な施策は、(2)以下でみるように主に生産調整実施者に対する支援措置として取り組まれている。<sup>(注3)</sup>

(注1) 認定方針作成者とは、米穀の生産数量の設定方針等を含む米穀の生産調整に関する方針を作成し、農林水産大臣から認定を受けた者のことをいう。

(注2) 過剰米処理のスキームである集荷円滑化対策については、平成19年産以降も平成16年産からの仕組みを基本的に踏襲することとされた。しかし、実際には、作況が全国で101となり集荷円滑化対策が発動された平成20年産では、特例として区分出荷米を政府が買い上げることとした。詳細については、小針(2009)を参照)

(注3) 「生産調整実施者」とは、主食用米の需給調整を実施し、地域協議会より生産目標数量を超えて生産していないことの確認を受けた者のことを指す。

## (2) 政府による生産調整実施者に対する主な支援措置

政府による生産調整実施者(かつ、集荷円滑化対策の加入者)に対する主な支援措置には、第1表にみられるように大別して米価下落に対する補てん(第1表 d, e)と主食用米以外の生産に対する助成がある(第1表 a, b, c, f, g)。<sup>(注4)</sup>

なお、水田・畑作経営所得安定対策(第1表の経営安定対策、以下「経営安定対策」という)については、生産調整実施者であることが要件であると明文化はされていない。しかしながら、経営安定対策の加入要件として「認定農業者」でなければならず、認定に際しては原則生産調整の実施が必要とされていることから、実質上、生産調整実施者であることが要件となっている。<sup>(注5)</sup>

そして、第1表のなかで特に米政策改革において中核的な支援策として措置されているのが産地づくり対策(産地づくり交付金)である。産地づくり交付金は主食用米以外の生産に関して助成を行うもので、その使い方については、「地域水田農業推進協議会」(以下「地域協議会」という)が地域の農業事情に照らして地域自らの発想・戦略で作成する計画である「地域水田農業ビジョン」にもとづいており、かつ国が示すガイドラインの範囲内であれば地域で自主的に決めることができる。<sup>(注6)</sup>

このような仕組みとしたのは、旧来の生産調整の助成措置が全国一律の要件および単価であり、地域の特色を活かした産地づくりの観点に欠けていたこと、その結果、

第1表 平成19年産における生産調整実施者に対する主な支援措置

助成対象者		主な支援措置	予算額 (億円) (当初予算)	主な施策の内容
生産調整実施者(かつ集荷円滑化対策の加入者)	生産調整実施者全員	(a)産地づくり交付金	1,327	コメの生産調整に資する取組み 水田を活用した作物の産地づくりの推進に資する取組み 水田農業の構造改革(担い手の育成)に資する取組みへの助成 地域水田農業ビジョンの作成が条件
		(b)新需給調整システム 定着交付金	150	上記 ~ について、県協議会で用途等を決定するもの 当面(07~09年度)の3年間の措置 地域水田農業ビジョンの作成が条件
		(c)耕畜連携水田活用 事業	54	水田における飼料生産振興に直接結びつく取組みに対する助成 地域水田農業ビジョンの作成が条件
	経営安定対策 対象者以外	(d)稲作構造改革促進 交付金	290	米価下落時の補てん 産地づくり交付金との融通も可能 地域水田農業ビジョンの作成が条件
		(e)経営安定対策 収入減少影響緩和対策 (収入減少補てん)	555 (注1) (注2)	価格低下による収入減少の補てん 対象品目(コメ等)ごとの標準的収入と当該年の収入との差額の 合計がマイナスになった場合にその9割を補てん
			(f)経営安定対策 生産条件不利補正条件 (麦・大豆直接支払)	1,395 (注1)
(g)担い手経営革新 促進事業	71(注1)	生産調整の拡大等に伴う過去実績のない麦・大豆作付に固定払 相当額を助成		

資料 農水省要綱・要領・各種パンフレットより作成

(注)1 経営安定対策対象者に対する助成には、畑作や裏作等、転作作物以外に対する助成を含んだ値である。

2 平成19年産の収入減少補てんは、08年度予算で措置されている。

画一的な転作推進となり、麦・大豆の適地でなくとも単価の高いそれら作物の作付がなされ、地域の実状に応じた推進ができなかった、という総括をうけたことによる。<sup>(注7)</sup>

04年度から導入された産地づくり交付金は事業実施期間が3年とされ、第二期にあたる07年度から09年度にかけての運用としては、所要の額を対策期間中安定的に交付し、地域の創意工夫により用途や単価を設定するという基本的な仕組みは継続しつつ、地域の判断による需要に応じた作物選択の徹底、担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用をさらに促進することとされた。

(注4) このように、他作物の生産に対する助成を

メリット措置とすることで供給量の調整を図る仕組みは、諸外国の生産調整では、その品目自体に関するメリット措置やペナルティを生産調整参加の強いインセンティブとしているのと比較して、日本の生産調整政策の大きな特徴のひとつであるといえる。

(注5) 認定農業者が生産調整を考慮しない経営を行うことにより、地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっている場合には、認定農業者の認定が取り消されることとなる(農水省「水田・畑作経営所得安定対策に関するQ&A」より)。

(注6) 地域水田農業推進協議会とは、地域(市町村を基本とする)の農業者団体等の関係機関、行政、認定方針作成者等を構成員として、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、産地づくり交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的として設置する第三者機関的な組織。なお、都道府県段階の第三者組織として都道府県水田農業推進協議会もある。

(注7) 「生産調整に関する研究会」のとりまとめによる。また、この産地づくり対策の考え方は、

食料・農業・農村基本法の理念「地方公共団体は（中略）区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第8条）」を体现したものといえる。

## 2 産地づくり対策の取組み

米政策改革のなかで生産調整実施者に対する中心的な支援措置と位置づけられている産地づくり対策についての取組状況を以下にみていきたい。

### （1）全国ベースでみた交付金の交付状況

まず、転作作物の作付状況についてみると、全国ベースでみる限りには、水田農業経営確立対策（産地づくり対策以前の対策）の最終年である03年度と産地づくり交付金のもとでの07年度の作付に大きな違いはみられない。<sup>（注8）</sup>しかしながら、産地づくり対策導入以降の交付金の交付状況の内訳をみると、それぞれの地域の取組みを反映したとみられる変化をみるができる。

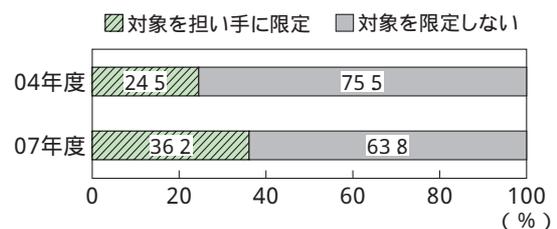
農林水産省「水田農業構造改革対策実施状況結果表」をもとに、産地づくり交付金の使途別、作物別の交付状況について、産地づくり対策初年度である04年度と07年度を比較したものが第1図、第2表、第3表である。

07年度の特徴として、第一に、担い手の育成・確保に向けた助成の割合が上昇していることがあげられる。具体的には第1図にみられるように、担い手に対象を限定した助成が24.5%（04年度）から36.2%（07年度）に上昇している。さらに、第2表の使

途別にみても担い手への農地集積を促すための農地流動化に対する助成の割合が2.8%（04年度）から11.4%（07年度）に上昇している。

第二の特徴としては、麦、大豆、飼料作物以外の転作作物、具体的には野菜やその他作物への助成が増加していることがあげられる。第3表にみられるように、転作作物に対する助成の作物別割合をみると、麦、大豆、飼料作物の合計は77.3%と、04年度（80.7%）と比べるとやや低下する一方、野菜・その他作物への助成の割合が10.3%か

第1図 産地づくり交付金のうち対象を担い手に限定した助成の割合



資料 農水省「水田農業構造改革対策実施状況結果表」

第2表 産地づくり交付金の使途別の割合

	(単位 %)	
	04年度	07
作物作付	88.2	78.2
農地の流動化	2.8	11.4

資料 第1図に同じ

第3表 産地づくり交付金の作物別割合  
（転作作物に対する助成の合計を100とした場合）

	(単位 %)	
	04年度	07
麦・大豆・飼料作物	80.7	77.3
麦	30.0	30.7
大豆	30.9	28.6
飼料作物	19.9	18.0
野菜・その他作物	10.3	14.3
地力増進作物・不作付	4.7	3.3

資料 第1図に同じ

ら14.3%へと上昇している。また、調整水田や自己保全、地力増進作物といった直接的に生産に結びついていない土地利用に対する助成の割合は低下している。

さらに、表には示していないが、第三の特徴として、通常の主食用米以外の水稲に対する助成、特に加工用米に対する助成が増加し、04年度の7億円から07年度には22億円と3倍以上増加していることがあげられる。<sup>(注9)</sup>

このように、産地づくり対策の導入をうけて、生産調整実施者に対する助成は、個々の農業者の転作面積に応じて画一的な助成を行うだけではなく、担い手への生産の誘導や地域独自作物への支援といった多様な取組みが展開されていることがうかがえる。

以下では、各地の地域協議会における取組みを紹介していきたい。

(注8)農林水産省「産地づくり対策について」p.11  
([http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_seisaku/pdf/santi\\_taisaku.pdf](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_seisaku/pdf/santi_taisaku.pdf))

(注9)産地づくり交付金では、主食用米の価格上乘せ等、通常の主食用米への助成は認められないが、有機栽培等の減収が認められる栽培や、加工用米等に対する助成は認められている。

## (2) 現地にみる取組み

### < A地域協議会(近畿)>

: 担い手の麦・大豆作付への加算>

A地域協議会管内の平場の水田地帯は、古くから集落ごとのブロックローテーションによる小麦・大豆を中心とした転作の取組みが進んでいる地域である。なかでもX地区は1970年代後半から転作作物の収穫等における機械の共同利用、作業受託が進み、

90年代後半には、規模の大きい稲作農業者が共同で大規模に転作を請け負う農業生産法人が立ち上がっている。また、農協が中心的な存在となって農地の利用調整も進められており、利用権を設定している面積は協議会管内の水田面積の三分の一を超えている。

このような地域特性を踏まえ、A地域協議会の地域水田農業ビジョンは、麦・大豆生産の定着化を一層進めていくことを目指して作成された。助成体系も麦・大豆の本格的生産の推進を図った産地づくり対策以前の対策の骨組みをベースに、07年度からは担い手が生産している場合にはさらに「担い手加算」として麦・大豆への助成額を上乗せすることとした。このような加算が担い手の麦・大豆の生産拡大に対するインセンティブとなり、より高性能の機械の導入といった生産基盤の拡充の動きもみられている。

また、麦・大豆生産が大規模化されていくことにより、収量の向上、品質の安定にもつながっている。特に大豆については、豆腐・湯葉を名物とする観光地が近くにあり、これらの国産大豆の需要者からA地域協議会管内の大豆は品質の安定した原材料という評価を得ている。このように、生産組織の経営努力と助成金が合わさることで担い手に農地を預けることへの有利性がより強まり、担い手に対する農地集積が進むという循環が生まれている。

このA地域協議会の取組みは、先にみた全国の動きでいえば、第一の特徴である担

い手への重点支援に該当し、麦・大豆生産による加算を担い手に対して厚く行うことで、産地形成と担い手の確保に効果をあげているケースといえよう。

< B地域協議会（北陸）

：担い手への農地集積の支援>

B地域協議会の管内は、良質米産地としてのブランド力をもつコシヒカリの産地である。管内には比較的規模の大きい農家や農業法人も存在するものの、経営安定対策の規模要件に達していない認定農業者もあり、これら農家の経営規模の拡大が課題となっていた<sup>(注10)</sup>。そこで、B地域協議会では06年度から07年度にかけて、農地利用集積に対する奨励として、利用権設定を行った土地面積に応じた助成金の交付を貸し手、借り手双方に行うこととした。特に、貸し手に対して農地の提供を促す必要があったことから、借り手よりも貸し手に対する助成を厚く、さらに、より長期の契約を行う者に対して助成を厚くすることとした。これに合わせて、借り手である担い手農家から高齢農業者等の貸し手へ積極的にアプローチをかけたこともあって利用権の設定が進み、管内の水田面積に占める利用権を設定した面積の割合はこの2年間で20%から25%へと上昇している。

このB地域協議会の取組みも、先にみた全国の動きでいえば第一の特徴に該当し、農地流動化への支援を厚く行うことで、担い手への農地集積に一定の効果をあげたといえよう。

(注10) 消費者の低価格志向の強まりをうけて、高価格帯のコメの価格の下落幅が大きくなっており、経営の圧迫要因となっていた。そのため、担い手づくり、という視点とともに、経営安定対策の要件を満たし収入減少補てんの交付を受けることの経営上の効果も大きいと期待された。

< C地域協議会（東北）

：担い手育成への重点的な支援と

収益性確保のための野菜への助成>

C地域協議会の管内では、農業従事者の高齢化が進むなかで、今後は担い手不足、耕作放棄地の増加等により地域農業が弱体化していくことが危惧されている。また、県域のコメ販売の伸び悩み等により生産目標数量が削減（転作面積が拡大）されるなかで、これまでのように個々の農家に対応を求めるだけでは、生産調整の達成が難しくなってくることも懸念された。そのため、転作を集団的に担うことができ、今後さらに増加がみこまれる小規模、高齢農業者がリタイアした後の農地の受け皿となりうる組織を育成する必要があった。

そこで、C地域協議会では、産地づくりの助成も担い手の育成に重点的に向けることとし、農地集積を図るために利用権設定に対する助成を行うとともに、集落営農の運転資金や活動費に対する助成、法人化や集落営農設立に向けた準備に対する助成を行うこととした。また、転作作物については、管内の農業者の現在の技術水準では需要に対応できるような高品質の大豆・飼料稲を生産することが難しいため、品質向上が課題となっている。そのため、担い手が行う機械の導入等の品質向上のための取組

みへも助成を行っている。さらに、担い手による大豆、飼料稲の作付に対しても助成を手厚く設定している。

一方で、地域経済の悪化により兼業機会が縮小しているもとの、小規模、高齢農業者でも機械等の更新時期が到来するまでは農業からの所得が不可欠というケースも少なくない。そのため、そうした零細な農家に対しては地域の土質がよく、良質な農作物が栽培可能であることを活かして、収益性が比較的高く、導入しやすい地域野菜（せり等）をはじめとした野菜を振興作物として助成している。例えば、農業者の新規の野菜の取組みを促すため、導入初年度や、その後作付を拡大した面積に対しては継続して栽培する場合よりも助成額を手厚くし、さらに別途、国からの助成金以外に市の独自の農業予算を用いて、野菜用のハウス等、新規作目の導入にかかる施設・装備に対する助成も行い誘導を図っている。

また、07年度から09年度の経過措置とされている新需給調整システム定着交付金の対象作物のひとつを野菜とすることで、野菜に対する助成水準の底上げをしている。これは、相対的にリタイアが近い農業者への支援を経過措置的な要素の強い助成金で対応し、一方で土地利用型農業の担い手として中長期的な育成・確保の支援が必要な経営体に対しては、産地づくり交付金の本体部分を確保することで、安定した助成を可能にするための工夫でもある。

このC地域協議会のケースは、全国の動きでいえば、担い手の支援と転作作物への

野菜導入という第一、第二の特徴を組み合わせた取組みであり、産地づくり交付金の自由度の高さを有効に活用して地域の多様なニーズに対応しつつ、中長期的には地域の担い手の育成・確保につなげていく取組みといえよう。

< D地域協議会（東北）

：麦・大豆以外の作物への助成 >

D地域協議会の管内は、中山間地域と平場の双方に水田地帯を抱えている。

D地域協議会の産地づくりの特徴のひとつは、雑穀生産に力を入れていることであり、雑穀に対する助成額も麦・大豆より高く設定している。当該地域ではかねてから麦・大豆の生産が困難な中山間地域、特に山間部の集落を中心に雑穀生産が盛んであったが、03年に策定した地域水田農業ビジョンにおいて、健康志向による雑穀需要の高まり、麦・大豆の連作障害への対応を図るため、新たな推進品目として雑穀を明確に位置づけた。また、それまではひえを中心に生産していたが、あわ、いなきび、はとむぎ等を加えた雑穀の総合産地化を目指して農家、関係機関が取り組むこととした。このような地域あげての取組みの強化により、近年では平場の地域でも雑穀を取り入れる動きが進んでおり、07年の栽培面積は03年に比べて3倍以上増加し、07年の雑穀の生産額は麦・大豆のそれを上回っている。なかでも、旧来から雑穀の生産を行っているY地区は、中山間地域で圃場の1区画が小さく、麦・大豆の栽培が困難な地域

であったため、雑穀の生産に積極的に取り組み、助成金の過半を雑穀が占めるなど農家の収入源としても雑穀が非常に重要なものとなっている。

また、D地域協議会では、単に雑穀の生産振興をするだけでなく、雑穀を原料とした加工にも取り組んでいる。雑穀への取り組みを強化した当初はブレンドや加工を行わず、原穀のまま出荷・販売することが中心となっており、それだけではなかなか生産者の所得の向上につながらないという問題点があった。そのため、協議会内に振興対策室を設け、県単事業の活用などにより技術対策、加工品の開発支援等を行い、農協や農協出資の加工会社の加工・販売等を通じた農家手取り収入の増加、組合員の所得確保を図っている。

D地域協議会の取り組みは麦・大豆の生産が困難な地域で雑穀生産に取り組むという、全国の動きでいえば第二の特徴である麦・大豆生産以外の取り組みであるが、さらに、D地域協議会では高付加価値化の取り組みを加えている。産地づくり交付金のみでなく、他の施策も総合的に利用することで、農家の所得増加を目指すケースといえる。

#### < 小括 >

以上の事例からもみられるように、全国的にみられる担い手への助成、農地流動化への助成の増加、麦・大豆以外の作物への助成といった動きについても、具体的な内容は地域ごとにさまざまであることがわかる。

A地域協議会のように、担い手への農地集積が進んでいる地域では、借り手の生産活動に対する助成を厚くすることが、担い手の確保や麦・大豆生産の定着化に効果を博しているといえる。

一方で、東日本に多くみられる担い手への農地集積がなかなか進んでいない地域の場合には、担い手に対する助成の傾斜のみではなく、農地流動化へつてこ入れを図るために利用権の設定に対して助成を行う地域も多くみられる。ただし、農地流動化への助成であっても、貸し手・借り手の配分、水準も地域の農地の状況に応じてさまざまなパターンがある。B地域協議会では、担い手にとっての農地集積、経営規模拡大のメリットが比較的明確であったことから、農地所有者が農地を貸し出すインセンティブをより強めるために貸し手側の助成を厚くしたが、C地域協議会の場合は、借り手の借地料負担の軽減を考慮したことから、借り手に対する助成をより厚くしている。

また、地域の振興作物の支援についても、C地域協議会の地域野菜のように新規の取り組みに誘導する場合と、D地域協議会の雑穀のように以前から取り組みのあった作物の強化を図る場合では支援の内容や助成体系にも違いがみられる。

これらの取り組みに共通するのは、コメを作らない、というネガティブな意味だけの生産調整の取り組みではなく、地域の実情に応じた事業、助成体系を組むことで、地域の農業構造、生産構造を変えていきつつ生産調整への対応を図る動きがみられること

である。

その背景としては、産地づくり交付金の仕組みとして、地域の独自裁量がある程度認められており、地域ごとの創意工夫が活かせることが影響していると考えられる。

### 3 米緊急対策以降の施策の見直し、新たな施策

上述の産地づくり対策の取組みのように、米政策改革の施策の進展のもとで地域や農業者による主体的な取組みも展開されてきている。しかしながら、07年秋に米緊急対策が打ち出され、それ以降、米政策改革の考え方とは必ずしも合致しないかたちでの施策の見直しが行われ、政策全体としての方向性が曖昧となりつつあるように思われる。

例えば、平成20年産からは、主食用米の需給均衡の達成に向けて、行政の関与、農業者に対する強制を強めるかたちでの生産調整の実効性確保、取組み強化が図られている。

また、平成21年産からは、生産調整の実効性の確保に加えて、新規の転作拡大や調整水田等の不作付地への作付に対する助成が新たに設けられている。

以下では、平成20年産以降のこれらの施策の変遷をやや詳しくみていきたい。

#### (1) 生産調整の進め方の見直し

まず、生産調整の進め方の見直しについてである。07年12月に農政改革三対策緊急

検討本部「当面の生産調整の進め方について」が出され、当面の生産調整のあり方の基本的な考え方として「食糧法の枠組みを踏まえつつ、行政も、農協系統等と適切に連携して、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげる」こと、特に、「生産調整が目標未達となっている都道府県・市町村において重点的に取り組む」こととされた。

これをうけて主食用米の需給調整に関連する要領も全面的に改正され、目標の達成に向けた合意書の締結、目標達成に向けたコントロールの強化、未達成県・地域に対するペナルティ措置（水田農業にかかる各種事業の採択・予算配分については、生産調整目標の達成状況に応じて、達成地域を優先的に取り扱う）が定められた。<sup>(注11)</sup>

その結果、需給調整のあり方として、これまで目標とされてきた農業者・農業者団体の主体的な取組み、という考え方よりも、農業者に対する目標達成への強制を強めることにより実効性の確保を図るという考え方がより濃くなっている。

そして、この平成20年産の生産調整の拡大に対応した対策として、07年度補正予算では地域水田農業活性化緊急対策が措置されている。これは、平成20年産で新たに生産調整を拡大した者に、生産調整を今後5年間継続することを条件として生産調整の拡大面積に対して10 aあたり50,000円を一括交付することとしたものである。<sup>(注12)</sup>このように、助成のあり方としても生産調整の実効性の担保という位置づけが強いものとな

っている。

(注11) 例えば、C地域協議会では、地域としては生産調整を達成しているが、県域としては未達成であるため、地域協議会のなかで確認書を取り交わしたり、協議会内の未達成者に対して生産調整参加への協力依頼の通知の出状、転作確認時の取組強化等を行っている。

(注12) 平成19年産で生産調整未実施である者の場合は10 aあたり30,000円とされた。このほかに、平成20年産からの3年間において生産調整を拡大して非主食用米(飼料米・バイオ米等)の直播栽培等の低コスト生産技術の確立試験に取り組む場合は、その面積に対して10 aあたり50,000円を一括交付することとした。

(2) 平成21年産以降の生産調整への助成次に、平成21年産以降の生産調整に対する新たな助成についてである。08年6月の「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会」の中間とりまとめにおいて「水田の最大限の活用」が、同8月の政府の「安心実現のための緊急総合対策」のなかで「水田のフル活用」に向けた取組みの強化が提起され、これを契機に平成21年産以降の生産調整については、実効性の確保を目指すとともに、平成21年産での生産調整の実施を要件とした交付や、生産調整の拡大に対する新たな助成措置が講じられることとなった。加えて、非主食用米を振興するための米粉、飼料用米の作付に対する助成が設けられた。

まず、08年度の補正予算では、「水田最大活用推進緊急対策」(水田フル活用推進交付金)として、平成20年産の生産調整実施者で、平成21年産も生産調整を実施することを約束した農業者に対し、平成20年産の主食用水稲作付面積に応じて10 aあたり3,000円を地域協議会を通じて交付するこ

(注13)  
ととした。

09年度の本予算では、07年度から09年度の3年間で事業実施期間としてきた産地づくり対策について見直しが行われ、事業の名称も「産地確立対策」(産地確立交付金)に変更された(事業実施期間は09年度から11年度の3年間としている)。産地確立交付金では、地域で用途・単価等を決定するという産地づくり交付金の基本的な仕組みは継続されるが、調整水田等の不作付地に対する助成は原則として認めないこととされている。(注14)

また、09年度からの新たな対策として「水田等有効活用促進対策」が措置された。これは、平成21年産以降の生産調整の拡大や調整水田等の不作付地の解消によって、大豆、麦、飼料作物、米粉、飼料用米の作付を拡大した生産調整実施者に助成金を交付するものである。(注15、注16) この対策では、作付を拡大した面積に対して全国一律の単価で助成金を交付することとし、麦、大豆、飼料作物の助成単価は10 aあたり35,000円、米粉、飼料用米では10 aあたり50,000円もしくは55,000円(コスト削減等の取組みを行った場合)とされている。(注17) 経営安定対策加入者が麦・大豆生産を拡大した場合の固定払相当額の助成についても、平成19年産、平成20年産における助成は担い手経営革新促進事業のひとつとされていたが、平成21年産以降はこの水田等有効活用促進対策のなかで措置することとされた。(注18)

なお、水田等有効活用促進交付金と産地確立交付金の融通は認められていない。そ

のため、生産調整の実施状況を確認する際にも、産地づくり交付金の対象となる平成20年産までの生産調整と平成21年度以降の新規の生産調整拡大部分とを区分して管理することが必要となる。

さらに、09年度補正予算（経済危機対策）のなかで、地域の需要に結びついた生産調整の取組みに対して助成を上乗せする「需要即応型生産流通体制緊急整備事業」、平成20年産以降に拡大した稲ホールクロップサイレージへの取組みに対して耕畜連携水田活用対策事業と同様の助成を行う「飼料<sup>(注19)</sup>稲フル活用緊急対策事業」等も措置された。

このように、平成21年産以降の生産調整実施者に対する助成としては「産地づくり対策」等の既存の施策の拡充ではなく、新たな施策として措置された。これらの施策により農業者、地域が選択できる事業メニューが増えることで、新たな取組みの増加が期待される。

しかし、一方で、ややもすれば個々の施策がその時々への対応として講じられているため、施策相互の関連性や整合性への配慮が十分とはいえない面がある。その結果、政策全体としてみると仕組みが複雑となり、農業者に対するメッセージが伝わりにくくなってしまっている。加えて、施策が複雑化することは、以下にみるような施策を推進するうえでの課題をもたらしている。

(注13) 地域協議会内での具体的な配分方法は、各地域協議会に委ねられている。

(注14) このほか他の地域に比べて著しく助成単価が高いものについて、県協議会が地域協議会に対して是正を指導することとされている。

(注15) 事業実施期間は09年度から11年度の3年間とされている。これらの助成を受けるためには単に作付を行うだけでは認められず、播種前契約や一定の技術の導入等の条件がある。

(注16) なお、平成21年産の秋麦については、08年度補正予算で「食料自給力向上緊急生産拡大対策事業」が措置されている。

(注17) 米粉、飼料用米への助成を行うとともに、米粉、飼料用米の生産・流通の促進を図ることを目的とした「米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律」が09年4月24日に交付され、7月1日に施行された。

(注18) 「担い手経営革新促進事業」は、事業実施主体が担い手協議会であるのに対し、「水田等有効活用促進事業」の事業主体は地域水田協議会であり、交付金の管理等を行う事業実施主体が異なる。

(注19) 「需要即応型生産流通体制緊急整備事業」では、麦、大豆、飼料作物等（地域水田農業ビジョンに位置づけられた作物）に対して、条件により10aあたり5,000円～15,000円が、飼料用米、米粉の取組みに対しては、条件を満たせば10aあたり25,000円が交付される。

### (3) 施策を推進するうえでの課題

平成21年産にかかる主な支援措置について、主食用米を作付し転作作物が小麦である場合を例に、取組みの実施（開始）時期、助成対象者別にまとめたのが第4表である。小麦の作付という同じ取組みでありながら、取組み開始時期により対象となる支援措置の組み合わせがそれぞれ異なっていることがわかる。

このような状況は、推進に関わる実務担当者の事務負担の増大を招くとともに、地域協議会等における農地利用状況の管理のあり方と関連していくつかの課題が生じて<sup>(注20)</sup>いる。一例をあげれば、地域水田農業活性化緊急対策では、緊急一時金の受給の条件として平成20年産で拡大した生産調整面積を5年間継続することとされている。しか

第4表 平成21年産における生産調整実施者への主な支援措置  
(主食用米を作付し、転作作物が小麦の場合)

助成対象者	主な支援措置	主食用米	小麦			
			取組開始時期			
			18年産 から継続	19年産 拡大	20年産 拡大	21年産 拡大(注3)
生産調整実施者	生産調整実施者全員	産地確立交付金	水田協議会	水田協議会	水田協議会	
		地域水田農業活性化緊急対策(緊急一時金)			5年継続50(支払済)	
		水田等有効活用促進交付金(注2)面積払				35
		需要即応型生産流通体制緊急整備事業	(注4)5~15	5~15	5~15	5~15
	経営安定対策対象者	経営安定対策固定払	市町村			
		担い手経営革新促進事業		27	27	
		水田等有効活用促進交付金(注2)固定払相当分				27
		経営安定対策収入減少補てん	県・地域市町村	県・地域市町村		
	経営安定対策対象者以外	稲作構造改革促進交付金	水田協議会			

資料 農水省要綱・要領・各種パンフレットより作成

- (注)1  は産地確立計画のなかで、単価や条件を地域協議会が決めるもの。  
 は単価が法律・政令等により、行政単位で定められているもの。  
 は全国一律に定められているもの。数字は、実際の単価(千円/10a)。  
 は助成の対象でないもの。
- 2 21年産麦に対しては、別途08年度補正予算での措置がある。条件は同じ。助成を受けるためには、播種前契約を行う等の条件がある。
- 3 平成20年産で生産調整の拡大を行ったもののうち、水田等有効活用促進交付金の条件に該当する場合は、新しい対策に切り替えることができる。この場合、重複を排除するための交付金の調整を行う。
- 4 印は、単に作付を行うだけでなく、播種前契約や需要に結びついた取組みを行う等、助成を受けるにはいくつかの条件があることを示す。

し、利用権の設定等により耕作者が変更されるなど、農地の利用状況が変化していった場合、過去の生産調整の実施状況、その変動をフォローしていくことが難しく、農業者が経営計画の策定、管理をするうえでも、これを協議会で管理するうえでも煩雑となってしまう状況がある。

現場の推進担当者からは、対策が増えることは農家の所得向上にもつながり、できるだけ地域で活用ができる方策を考えて遂行しているが、毎年のように異なる施策が

出されることで、農業者への説明にも時間がかかり、理解を得るのが難しくなってしまう、との声がでていいる。さらに、地域によっては市町村合併、農協合併により、農政に関わる人員が減少し、従来の業務を行うことさえ困難となりつつあるなかで、仕組みが複雑になることで生じる事務負担の増加にマンパワーが割かれてしまうことへの懸念の声も聞かれた。

(注20) 例えば、農水省において新たな施策の要綱・要領を作成する際には、既存の施策との整合性にも考慮しなくてはならない。施策の数が

増えていくほど、その調整は煩雑となる。このように、政府における施策の策定段階から農業者までの全ての過程において事務負担が増大することとなる。

## おわりに

以上みてきたように、主食用米の需給調整については、米政策改革の基本的な考え方である農業者・農業者団体の主体的な取組みというよりも、農業者に対する強制を強めることによって生産調整の達成を図るという考え方をより濃くするかたちでの施策の見直しが行われている。

生産調整実施者に対する支援措置についてみると、産地づくり対策の取組みでは、単に生産調整を達成することのみではなく、地域農業の担い手の育成や産地形成に向けた取組みのなかで生産調整にも対応していく動きがみられている。また、09年度からは新規に拡大した米粉、飼料用米等への取組みへの助成等、選択できる事業メニューが増えたことで、新たな取組みを行う農業者が増加することも期待される。

しかし、ややもすればそれぞれの施策が

その時々に対応として講じられているため、政策全体としてみると農業者に対するメッセージが伝わりにくくなってしまっている。このことは、特に政策が経営に与える影響の大きい土地利用型の農業者にとって、先の見通しが立てにくくなり、前向きな投資に対する意欲を削ぐ要因となる。また、強制を強めるかたちでの生産調整の強化や施策が複雑化することによる事務の増大は、現場の推進担当者の時間的、心理的負担をもたらしている。

日本農業の高齢化や農村社会の過疎化が進むなかにあって、このような施策の副作用を小さくし、地域の貴重な人的資源を前向きに活かしていくことが今後さらに重要となる。米政策改革で示された理念のとおり、メッセージが明瞭で分かりやすく、効率的で無駄のない政策としていくこと、それを実現しうる政策決定がのぞまれるといえよう。

### <参考文献>

- ・小針美和(2008)「米政策改革の動向 米価下落等影響緩和対策を中心に」『農林金融』7月号
- ・小針美和(2009)「米緊急対策以降のコメ政策の動向 備蓄運営を中心に」『農林金融』3月号

(こばり みわ)

# 台湾の米生産調整の経過と実情

台湾に見る“日本の近未来”への対応

特別理事 蔦谷栄一

## 〔要 旨〕

- 1 米生産調整は、構造政策、担い手等問題の根幹に位置する最重要課題である。石破農林水産大臣の発言をきっかけに、米生産調整をめぐる議論は白熱化している。
- 2 米生産調整問題は、わが国だけでなく、北東アジアに共通した問題であり、なかでも台湾での米生産調整は50%を超えており、休耕や耕作放棄により荒廃した水田も多い。
- 3 2008年3月には総統選挙が行われたが、07年秋以降の穀物価格上昇と食料需給逼迫もあって、農業政策のあり方が総統選挙の争点の一つとなった。
- 4 1984年に開始された生産調整は、90年代中ごろまでは転作が主であったが、90年代後半から休耕のウェイトが高まり、WTO加盟以降はほとんど休耕によって生産調整が行われてきた。
- 5 当選した馬英九総統は、これまでの保証価格による米の政府買上制度、水田・畑地利用調整後統計画を継続しながらも、「小地主大借地農」政策を打ち出した。これによりこれまでの米中心、かつ休耕に重点を置いた抑制的農業政策から、米に限らず多様な農産物を、借地によって規模拡大し増産に転じていくことにしている。
- 6 小地主大借地農政策の具体的推進方策として、高齢農業者のリタイア促進策、06、07年の連続休耕地の賃貸促進、小地主所有農地の賃貸奨励、大借地農による規模拡大・企業化支援、農地銀行のサービス管理機能強化、に取り組みつつある。
- 7 併行して健康農業、卓越農業、楽活農業の三つを基軸とする高付加価値農業を目指しており、健康農業の柱として有機農業が位置づけられている。
- 8 政権交代を機に、米保証価格買上制度を維持しつつ、政策の大転換をはかったことは大いに評価されてしかるべきである。しかしながら新政策に対する生産者等の反応は区々であるとはいえ、総じて新政策の実効には懐疑的であり、特に農地の流動加速化促進については不安を持つ者が多い。
- 9 わが国での米生産調整のあり方については、台湾と同様、完全自由化や生産調整の強化という両極に解はなく、両者の幅の中で現実的な途を探り出していくしかない。食料の安定供給は国の責任であること、“水田フル活用”に対する助成措置を恒久化していくこと、農地集積にインセンティブが働く仕組みとしていくこと、を基本に、国民の理解を獲得していくことが肝要である。

## 目次

### はじめに

#### 1 台湾の米生産と流通

- (1) 米生産面積・生産量推移
- (2) 消費量推移
- (3) 米流通の仕組み

#### 2 米生産調整と財政負担

- (1) 生産調整の推移
- (2) 生産調整政策の変遷
- (3) 休耕奨励金等給付額と財政負担

#### 3 休耕から増産への農政転換

#### (1) 転換農政の柱立て

- (2) 小地主大借地農政策
- (3) 高付加価値農業

#### 4 生産現場の実態と政策への反応

- (1) 米生産・経営の実態
- (2) 新政策への反応

#### 5 日本の米生産調整政策を考える

- (1) 台湾の政策をどう見るか
- (2) 日本の米生産調整政策をどうするか

むすび

## はじめに

本(2009)年2月に、石破農林水産大臣が、選択性も含めて米生産調整手法の見直しを検討する旨の発言をして以来、米生産調整、減反をめぐる議論が白熱化した。「骨太の方針2009」では先送りされたが、米生産調整の見直しを中心とする米政策の改革が来たるべき衆議院選挙の争点の一つとして位置づけられる可能性もある。

米生産調整は、構造政策、担い手等問題の根幹に位置する最重要課題である。現状での論議は、生産調整を廃止して生産を自由化し、供給過剰にともなう価格下落による生産者の所得減少については補填していくべきであるとする主張から、生産調整は不可欠であり、さらに人口の減少等による米需要量の減少を見越して生産調整の一段の強化をはかるべしとする意見まで、大きな幅の中で展開されている。いずれにして

も現状の米政策は限界にあり、見直しなくして限界を突破していくことは困難であるという認識では共通しているといえる。

ところで食生活の変化にともなって米消費量が減少し米生産調整を余儀なくされるとともに、食料自給率の低下を招いているのはわが国固有の現象にとどまらない。アジアモンスーン地帯の中で経済成長を実現してきた韓国、台湾を含む北東アジアは、共通した問題に直面している。なかでも<sup>(注1,2)</sup>台湾は、食料自給率30.6%(カロリーベース)<sup>(注3)</sup>、07年(以下同じ)、国民一人当たり年間米消費量47.5kgにまで低下しており、この結果50.2%と50%を超える米生産調整が実施されている。

台湾はわが国以上に深刻な状況にあるといえるが、目下、大胆な政策転換をはかりつつあり、限界的状況からの脱皮に懸命に取り組んでいる。本稿では台湾の米生産・需給等実態を踏まえて、台湾における米政策の展開と課題等を紹介することにより、

わが国における米生産調整のあり方について、北東アジアの視点をも踏まえて整理していくことをねらいとする。

(注1) 台湾の国土面積は36.0千km<sup>2</sup>と九州(39.8km<sup>2</sup>)よりやや小さい。人口は23,063千人(2009年5月現在。九州の人口は13,231千人(2006年))。

(注2) 台湾農業の発展経過等については拙稿「台湾における有機農業、減農薬・減化学肥料栽培の取組実態」の「<補論>台湾農業の動向とWTO加盟への対応」を参照願いたい。

(注3) 金額ベースでの食料自給率は72.5%(07年)

## 1 台湾の米生産と流通

まず、この(09年)6月下旬に台中南部の彰化県周辺や台北北部の宜蘭県の水田稲作の現場を歩いてみての印象を記しておくたい。

彰化県は台湾でも有数の穀倉地帯であり、良質米の産地でもある。幹線道路周辺の水田はモザイク状に野菜等が生産されているとはいえ、おおむね稲作が行われ、手入れもよくなされているが、少し幹線道路を外れば、緑肥作物がちょろちょろ生えただけの水田も多く、耕作放棄されて雑草が繁茂している水田も少なくない。

宜蘭県は、13kmの長さのトンネルが2年前に開通して台北から高速道路を使って1時間前後で往復できるようになったことから、台北の金持ちが幹線道路周辺の農地を購入して立てた別荘が水田地帯に点在している(注4)。ここも休耕水田や転作水田は多いが、山間部に入ると、棚田のほとんどは耕作放棄地化した状態にある。

すでに田園は荒廃しつつあり、よく手入

された“瑞穂の国”というイメージからはかけ離れ、なんとも寂しい風景が展開されていたのである。

ここで台湾の米生産の概要を俯瞰しておきたい。

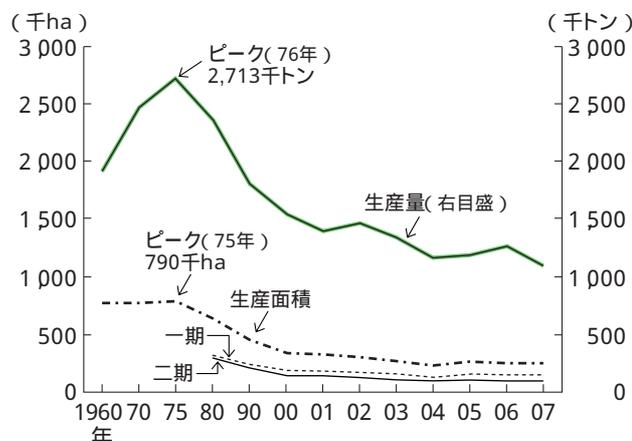
(注4) 台湾では農地は誰でも購入することができる。農地の転用規制は存在するものの、760坪以上の農地であれば、その10%までは許可なくして宅地としての利用が可能となっている。

### (1) 米生産面積・生産量推移

台湾は二期作を基本的な作付け体系としている。米生産面積と生産量の推移は第1図のとおりであるが、数値は一期と二期を合計したものである。米生産面積、生産量とも、1975年前後をピークとして減少傾向をたどっており、直近(07年)ではピーク時に対する割合は生産面積で32.9%、生産量で40.5%にまで減少している。期別では、二期作での減少がより大きい。

なお、生産されている米の種類は、ジャポニカ米とインディカ米であるが、ジャポニカ米が全体の87.1%(07年)を占めてい

第1図 米生産面積・生産量推移



資料 行政院農業委員会農糧署

(注)1 一期は一期作、二期は二期作の生産面積。

2 生産量は玄米ベース。

る。ジャポニカ米は主食用で、インディカ米はビーフン等の加工原料として利用される。

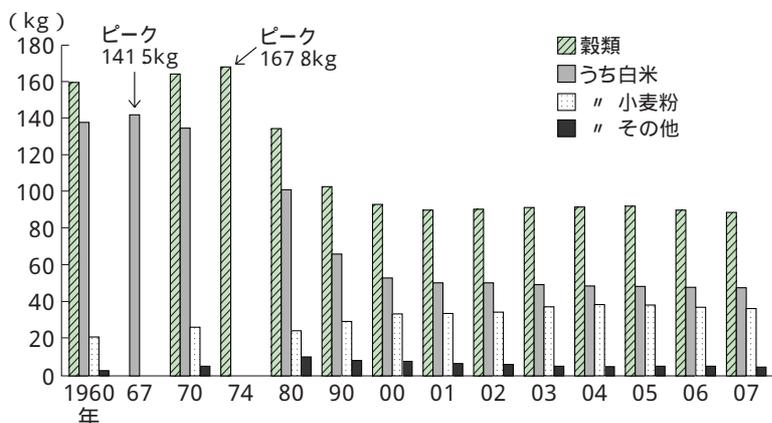
## (2) 消費量推移

米を含む穀類の国民一人当たり年間消費量の推移を見たものが第2図で、米(白米)の消費量は1967年の141.5kgがピークであったが、03年には50kgを割り込み、直近(07年)ではピーク時の33.6%に過ぎない(注5)47.5kgにまで落ち込んでいる。

穀類全体での消費量は、74年の167.8kgをピークに減少してきたが、直近では88.3kg、その52.6%と、相対的に減少幅は小さい。これは米の消費量は減少しながらも小麦粉の消費量は05年まで増加傾向をたどってきたことが大きく影響しており、食生活の変化が大きかったことを示している。

(注5) 日本では国民一人当たり年間消費量はピークが62年の118kgで、直近(07年)では61kgと、ピーク時の51.7%となっている。

第2図 米消費量推移(国民一人当たり年間)



資料 行政院農業委員会農糧署

第1表 09年政府米買上数量・買上価格

	買上数量 (kg/ha)			買上価格 (元/kg・籾ベース)		
	一期作	二期作	合計	一期作	二期作	加重平均
計画買上	1 920	1 440	3 360	23		20 24
補導買上	1 200	800	2 000	20		
余剰買上	3 000	2 360	5 360	18 6		
合計	6 120	4 600	10 720			

資料 行政院農業委員会農糧署  
(注) 1元=2.89円(09年7月6日現在)

## (3) 米流通の仕組み

米流通の形態は、現状、政府米、契約米、一般米の三つに大別される。

政府米は、毎年、生産量の20%が政府によって買い上げられて備蓄される(注6)。保証価格による計画買上げが基本となるが、生産過剰が深刻であることから、計画買上げよりもやや低い価格で買い上げられる補導(輔導)買上げ、そしてさらに低い価格で買い上げられる余剰(余糧)買上げの三つがある。それぞれ生産面積当たりの買上数量とあわせて、買上価格があらかじめ明示される(第1表)。

契約米はグループ化した生産者と米卸会社とが契約を結び、あらかじめ売買価格と数量、米管理等について決められる。実態的には農協(農会)が生産者をグループ化し、営農指導等をつうじて高品質米生産を誘導しているものが多い。

政府米、契約米以外が自家消費を含む一般米となる。高品質のものは契約米、低品質米は政

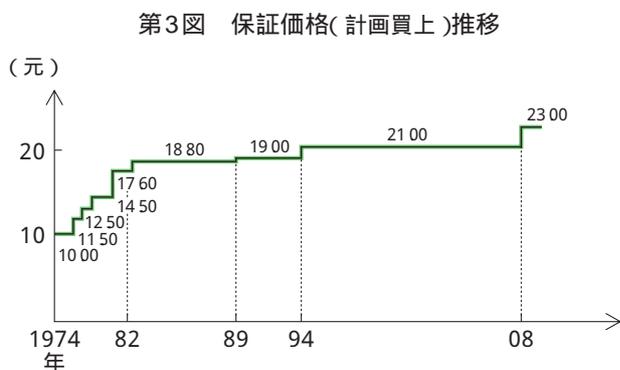
府米として出荷され、そうでないものは一般米となる。

政府が買い上げる保証価格が米価全体の指標となると同時に、価格を下支えする役割を果たしている。政府買上価格は保証価格買上制度に基づき、コストに、コストの20%相当分を上乗せした価格を基本とし、情勢によってはこれに政治加算されて保証価格としての買上価格が決定される。

保証価格買上制度は1974年に開始されているが、その直接的な背景としては、当時、米生産量が減少をたどっていたこと、政府による米のグリップが低下してきたこと、石油危機にともなう食料逼迫と米生産コストの上昇があり、間接的な背景としては、農家と非農家の所得格差の拡大、農家の稲作選択誘導があったことが指摘されている。<sup>(注7)</sup>

保証価格買上制度導入の当初は、政府による買上数量に制限がなく、全量を買上対象としたことから、米の生産過剰を招くこととなった。このため77年から買上数量に制限が設けられている。

保証価格の推移は第3図のとおりで、08年の価格引上げは、総統選挙対策としての



資料 行政院農業委員会農糧署「中華民國九十六年台湾糧食統計要覽」

(注) 08年の保証価格引上げは二期のみで、一期は据え置かれた。

政治加算だといわれている。

(注6) ねらいは備蓄というよりは、米生産過剰の解消と価格下落の防止に置かれている。政府自体は倉庫を有しておらず民間に委託管理している。備蓄した米は、軍隊給食や学校給食、援助米、飼料原料として供給される。なお、米輸入は02年にミニマムアクセス米が輸入されたが、03年以降は関税化に切り替えている。

(注7) 楊明憲「稲作政策の変遷と特徴」(メモ)

## 2 米生産調整と財政負担

保証価格買上制度が1974年に導入されて以降、米生産は過剰傾向をたどり、財政負担も過大になってきたことから、84年に生産調整の実施に踏み切り、現在まで継続・拡大されてきている。

### (1) 生産調整の推移

米生産調整の推移は第2表のとおりで、84年に米生産調整を開始して以降、年々生産調整面積を増加させてきたが、90年代はおおむね横ばい傾向を続けてきた。これが02年のWTO加盟を踏まえて、03、04年には生産調整を大幅に拡大している。

また生産調整方法は、緑肥栽培だけによる休耕と転作とに二分されるが、90年代中ごろまでは転作が主であった。これが90年代後半から休耕のウェイトが高まり、特にWTO加盟以降はほとんどが休耕によって生産調整が行われてきた。

なお、休耕面積22万haとは別に、耕作放棄地が約2万ha存在する。

第2表 生産調整面積推移

(単位 ha, %)

	休耕 / 緑肥面積			転作面積			休耕転作面積			水稻栽培面積			A / A + B
	一期作	二期作	合計	一期作	二期作	合計	一期作	二期作	合計 A	一期作	二期作	合計 B	
84年	1,325	4,416	5,741	24,261	35,225	59,486	25,586	39,641	65,227	285,903	301,283	587,186	10.0
85	4,270	11,602	15,872	35,600	45,522	81,122	39,870	57,124	96,994	277,533	286,859	564,392	14.7
90	24,708	57,127	81,835	51,576	48,705	100,281	76,284	105,832	182,116	242,422	212,995	455,417	28.6
95	13,772	47,198	60,970	57,456	57,909	115,365	71,228	105,107	176,335	197,591	165,908	363,499	32.7
00	44,098	85,411	129,509	23,967	28,512	52,479	68,065	113,923	181,988	195,057	144,892	339,949	34.9
05	91,901	123,801	215,702	18,460	24,056	42,516	110,361	147,857	258,218	158,452	110,571	269,023	49.0
06	95,692	126,508	222,200	17,730	24,963	42,693	113,422	151,471	264,893	155,248	107,940	263,188	50.2
07	97,598	125,040	222,639	16,394	22,759	39,153	113,992	147,799	261,792	155,459	104,657	260,116	50.2

資料 行政院農業委員会農糧署

### (2) 生産調整政策の変遷

生産調整の取組みについて具体的に見ると、1984年から97年一期までは水田（稲田）転作計画によって、転作に重点を置いた生産調整が推進されてきた。しかしながら転作でトウモロコシ等が生産されたが、生産過剰による価格低下を招くことになった。このため米は保証価格買上制度によって米価の安定をはかるとともに、農家所得の増加をはかっていくことが意図されてきた。

97年二期以降は水田・畑地（水旱田）利用調整計画、そして水田・畑地利用調整後続計画によって、これまでの転作重点の方針を転換し、休耕を主に生産調整が行われることになった。これはWTOへの加盟を念頭に置いて、転作作物の生産過剰にともなう価格下落による財政負担の増加を回避するとともに、米の生産と価格の安定、WTOルールの遵守、農民福祉の強化、水田の生態系維持、農地の持続的利用をねらいとするものであった。

### (3) 休耕奨励金等給付額と財政負担

水田・畑地利用調整後続計画にもとづいての休耕や転作等に対する09年の補助金水準は第3表のとおりであり、一期、二期それぞれに支払われる。

転作で飼料用トウモロコシを生産する場合には45,000元 / haであるが、休耕して緑肥を栽培する場合と同額が支払われる。転作の場合には種子代、機械償却費等のコストがかかるのに対して、休耕の場合には緑肥にかかる種子代等はかかるもののコストは低く、また手間もはるかに少なくすむ

第3表 09年休耕奨励金等水準

(単位 元/ha/每期)

		金額
奨励作	輪作地区特産品等作物奨励	24,000
奨励約	トウモロコシ	45,000
	青刈トウモロコシ・牧草	35,000
直接給付	休耕	
	緑肥作物	45,000
	生産環境維持	34,000
	特殊休耕地基礎給付	27,000
	景観作物	45,000
	造林	45,000

資料 行政院農業委員会農糧署

第4表 休耕および米買上げにかかる財政支出

(単位 千元, %)

	輪作奨励金		休耕給付		保証価格買上支出		合計
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額
00年	1,184,806	7	5,113,378	31	10,261,773	62	16,559,957
01	1,186,284	8	5,453,825	36	8,558,112	56	15,198,221
02	1,224,287	8	6,885,997	43	8,086,359	50	16,196,643
03	1,082,288	6	8,059,538	44	9,223,542	50	18,365,368
04	939,305	6	10,590,390	63	5,286,902	31	16,816,597
05	961,012	6	9,570,695	62	4,294,128	29	14,825,835
06	961,554	6	9,875,447	65	5,069,505	32	15,906,506
07	880,576	6	9,913,301	62	4,406,073	29	15,199,950

資料 楊明憲「台湾稲米保価收購與休耕給付政策之検討與展望」

ことから、総じて休耕にインセンティブが働く補助金体系になっているといえる。

第4表は休耕および保証価格による米買上げにかかる財政支出の推移とその構成変化を見たものである。財政支出が減少していると同時に、保証価格による米買上げのための支出は急激に縮小しており、休耕にかかる財政支出が急激に増加している。

### 3 休耕から増産への農政転換

上述のとおり、WTOに加盟して以降は、休耕を主とした米生産調整が農政の柱とされてきたが、ここにきて小地主大借地農政策に踏み出すとともに、これまでの政策を統合して増産へと政策を大きく転換しつつある。

#### (1) 転換農政の柱立て

従前からの保証価格による米の政府買上制度は維持されるとともに、水田・畑地利用調整後統計画も引き続き展開されてい

る。すなわち保証価格による買上制度によって米生産に対するインセンティブを与えながら、一方で水田・畑地利用調整後統計画により米生産の抑制をはかっている。米生産については二つの相反する政策によりバランスをとりながら、08年に打ち出した「小地主大借地農（小地主大佃農）」<sup>(注8)</sup>政策によって、米以外の作物

も含めた構造改善と増産をめざしている。小地主大借地農政策は半年強のモデル地区での試行を経て、09年6月から本格的に取組みが展開されている。

小地主大借地農政策の導入は、まさにこれまでの米中心、かつ休耕に重点を置いた抑制的農業政策を転じて、米に限らず多様な農産物を、借地によって規模拡大した小地主大借地によって増産していくことを目指している。

(注8) 行政院農業委員会の日本語訳パンフレットでは「小地主大佃農」を「小地主大小作農」と訳しているが、ここでは実態を踏まえて「小作農」ではなく「借地農」とした。

#### (2) 小地主大借地農政策

##### a ねらい・背景

台湾農業は日本と同様に、零細小規模の農業経営、高齢化の進展、過大な米生産調整負担等の問題を抱えてきたが、02年のWTO加盟にともない縮小均衡的政策へと舵を転じてきた。その結果が食料自給率31%と米生産調整比率50%に象徴される農業の停滞、農村の活力喪失である。

ところが一昨（07）年からの食料需給逼迫にともなう穀物価格高騰が相対的に台湾農業の競争力を引き上げることになり、あらためて台湾農業のあり方が問われることになった。昨（08）年の総統選挙では農業政策が争点の一つとなり、当選した馬英九総統が掲げたマニフェストを具体化したのが小地主大借地農政策である。これまでの陳水扁政権における休耕中心の政策が、生産しないにもかかわらず補助金を出すのはおかしい、との国民からの強い批判があったことに対応したものである。

#### b 目指す方向

農業者の高齢化にともない高齢農業者のリタイアを促進する仕組みを導入するとともに、若い担い手に農地を集積し、農業経営構造を改善して、生産コストの削減、競争力の強化をはかろうとするものである。

このため五つの推進対策を掲げている。

若年化：若い専業の担い手を育成・確保して、企業的経営を推進する。

規模化：経営規模を拡大して、経済性を向上させる。

集中化：農地の集積をはかり、生産コストの低減をはかる。

効率化：農業の生産・販売・経営機能を統合して、農産物の競争力を高める。

安全化：トレーサビリティ、吉園圃（わが国の特別栽培農産物に相当）やCAS（優良農産品）への取組みにより安全性の確保をはかる。

#### c 対象とする担い手

政策の対象とする担い手は、小地主と大借地農に二分される。小地主は農地の所有権を有する自然人で、基本的に18歳以上55歳以下の専門性を有している者とされる。

大借地農は産銷班（生産・出荷を行う生産者グループ）、合作社（農会から独立した生産者グループ）、農会（日本の農協に相当）、農企業に分かれる。（第5表）

小地主は経営面積1ha以上、大借地農は10ha以上が条件とされている。

#### d 具体的推進方策

五つの推進対策を実践していくため、次のような具体策が講じられている。

##### 高齢農業者のリタイア促進策

高齢農業者が農業従事を辞めた場合でも、農民保険の資格を維持できることとし、毎月6千元の手当てを継続して受給できる。

2006、07年の連続休耕地の賃貸促進  
06、07年の間で、2期連続して休耕した農地については、3年（または1年）以上賃貸する場合には、地主が受け取る賃貸料は50千元/ha・1期（または45千元）以上とし、政府はそのうち40千元（または35千元）を負担する。賃借人の負担は10千元/ha・1期以上となる。

##### 小地主所有農地の賃貸奨励

長期に賃貸借する農地にかかる賃借料の一括または分割支払いを可能とするよう、農業政策特別貸付金により土

第5表 担い手の条件

種類	基本条件	産業別の規模条件	
		基本的な参入条件	農地賃借後の総経営面積規模
専業農業従事者	年齢18歳以上55歳以下で、かつ、次に掲げる条件に該当する者 1 農業学校または農業に関する学部の卒業者 2 農業生産に満2年以上従事した経験がある者または「産銷班の設立及び指導弁法」に基づき、産銷班に参加して2年以上になる班員 3 「農場登記規則」に基づいた登記記録のある農場主 4 庭師計画または漂鳥計画の受講生で、かつ、受講時間が40時間以上に達する者 5 最近5年以内に、政府機関、学術機構または農会・漁会が主催した農業教育訓練を、累計40時間以上受講した者	農業経営に従事する者で、農業経営に従事するための農地を有し、同一郷・鎮または隣接郷・鎮に所在し、所有農地と借用農地が合わせて1ha以上に達する者	・果樹:2ha ・稲作:5ha ・雑穀:2ha ・野菜:2ha ・花き:2ha ・特用作物:2ha ・有機農業:2ha ・飼料作物:10ha ・牧草作物:5ha
産銷班	「農業産銷班の設立及び指導弁法」に基づいて設立された産銷班	登記記録のある産銷班で、農業経営に従事するための農地を有し、同一郷・鎮または隣接郷・鎮に所在し、所有農地と借用農地が合わせて10ha以上に達する者	・果樹:20ha・稲作:30ha ・雑穀:20ha・野菜:15ha ・花き:15ha・特用作物:15ha ・有機農業:15ha ・飼料作物:25ha ・牧草作物:20ha
合作社	「合作社法」に基づいて設立された農業合作社	登記記録のある合作社、農会または農企業であり、農業経営に従事するための農地を有し、当該組織の業務区域内の同一郷・鎮または隣接郷・鎮に所在し、所有農地と借用農地が合わせて10ha以上に達する者	・果樹:30ha・稲作:40ha ・雑穀:30ha・野菜:20ha ・花き:15ha・特用作物:25ha ・有機農業:15ha ・飼料作物:35ha ・牧草作物:30ha
農会	「農会法」に基づいて設立された農業従事者団体		
農企業	適法に登記が行われた農企業・会社		

資料 行政院農業委員会

地賃借料融資が行われる。3年以上の賃貸借を原則とし、大借地農は農会または農業金庫から長期無利息資金を借り入れることができ、農会等に対しては政府から市場金利との差額が補填される。

また賃貸借農地を確実に返してもら(注9)うことができるよう、三七五減租条例の適用除外にするとともに、農地の管理監督の徹底をはかる。

大借地農による規模拡大・企業化支援

貸付金利0%の農業政策特別貸付金による土地賃借料融資に加えて、同じく農業政策特別貸付金による年利1.0%の企業化経営融資を利用するこ

とができる。また企業化に必要な生産・製造・貯蔵・販売等に関する共同利用施設に対しては優先して補助が行われる。

農地銀行のサービス管理機能強化

農地情報を一元化して、賃貸借の仲介サービスの強化をはかるとともに、小地主大借地農政策の広報宣伝に努める。

(注9) 1949年に成立した三七五減租条例では、借地期限が切れても、借地人が借地の継続を希望する場合は、借地契約は継続しなければならないとされている。ただし、2000年1月27日以降に借地契約したものについては、修正農業発展条例により三七五減租条例の適用除外とされていることから、2000年1月26日以前の借地契約が本措置の対象となる。

### (3) 高付加価値農業

小地主大借地農政策では、農地の賃貸借により経営規模拡大を誘導しようとしているが、そこで生産される農作物は米・稲作にとどまらず、野菜・果樹・花き、飼料作物に加えて有機農業も想定されている。

別途、09年5月に行政院農業委員会から「精緻農業健康卓越方策」<sup>(注10)</sup>が出され、高付加価値農業への取組推進が行われている。

精緻農業は、その三つの基軸として、健康農業、卓越農業、楽活農業をあげている。

#### a 健康農業

吉園圃やCAS、さらにはトレーサビリティへの取組みを強化しながら安全・安心レベルを向上させ、さらには有機農業への取組みにもチャレンジすることによって台湾を「無毒農業島」にしていくことを目指している。

現状(08年)、吉園圃による栽培面積は25千haで、耕地面積の3%を占めているが、2012年を目標に吉園圃による栽培を倍増させ、50千ha、6%にまで引き上げる計画にしている。また有機農業については、現状、栽培面積は2.4千ha、耕地面積比率では0.29%に過ぎないが、<sup>(注11)</sup>2012年には耕地面積比率を0.61%にまで引き上げる意欲的な目標が掲げられている。

有機農業については小地主大借地農政策でも、規模拡大した小地主大借地農の生産モデルの中に明示されており、台湾農業の柱の一つとしてしっかり位置づけられている。<sup>(注12)</sup>

#### b 卓越農業

卓越農業は、台湾が置かれた地理的条件と世界でも高いレベルにある農業技術を生かして、高品質で高価格の農産物・水産物の生産をはかろうとするもので、中国への輸出も視野に置かれている。特に、蘭の栽培や、石斑魚や観賞魚の養殖に力を入れようとしている。

#### c 楽活農業

楽活農業は、農林水産業をつうじてのレジャー振興と、特産品づくりがその取組内容となっている。

森林浴や魚釣り、グリーンツーリズムによって、2012年には都市から農村への来客数を3千万人以上とし、これにともなう観光収入を倍増させるとともに、これらによる就業人口の増加を09~12年までの累計で12千人にまでもっていくことを目指している。

また特産品作りでも、お茶、酒、米、竹製品等により売上げを倍増させるとともに、やはりこれらによる就業人口の増加を09~12年までの累計で4.3千人にしていくことを目標としている。

(注10) 精緻農業といえば、日本語では精密農業(Precision Agriculture)がイメージされるが、台湾では高品質・高価格を内容としていることから、ここでは高付加価値農業とした。

(注11) 行政院農業委員会の資料では、日本の有機栽培面積は8.1千ha、耕地面積比率は0.16%となっている。

(注12) 有機農業は有力な需給調整手段として理解されている。なお、吉園圃等とともに、07年に施行された農産品安全検証管理法の中で規定されている。

## 4 生産現場の実態と 政策への反応

こうした農業政策の大転換について、生産者をはじめとする関係者はどう受け止めているのか、生産現場の実態とあわせて紹介する。

### (1) 米生産・経営の実態

#### a 彰化県田中鎮

田中鎮の中に、4年前に20～60名からなる班が四つつくられ、ここを専業区として契約米栽培に取り組んでいる。生産された米は正新製米股份有限公司をはじめとする三つの米卸会社に集荷され、ここで脱穀・精米・乾燥・保管が行われて、量販店等へ出荷される。彰化県はもともと良質米の産地であるとともに、田中鎮の契約米によるおみやげセットが好評で、高値販売が可能となっている。生産者への米代金は、収穫時の平均産地価格に150元もしくは200元（いずれも60kg当たり）上乘せした価格が支払われる。

営農指導は田中鎮農会が行うとともに、包装も含めたマーケティングも農会が主に担っており、農会は班と食料卸の仲介機能だけにとどまてはいない。当地域で生産される政府米は、農会が集荷・保管しており、政府から保管料収入が入る。また契約米、政府米等の生産にともなって必要とされる生産資材の供給も行っている。

集まってくれた専業地区内の10名ほどの

生産者の平均年齢は、60歳をけっこう上回っているように見受けられたが、40歳台の生産者もいた。農会の理事をしている農家は、他に事業を持っていることもあって農地はすべて貸し出していたが、残りの生産者は契約米生産の班メンバーとして米生産に取り組んでいる。当専業地区では借地による規模拡大をすすめてきており200haもの契約米生産を行っており、またトレーサビリティにも配慮している。今後、一段の規模拡大をはかり、米を増産していくかどうかは、販売を担っている米卸会社の意向次第だ、<sup>(注13)</sup>という。

#### b 彰化県福興郷

福興郷では二ヶ所でヒアリングを行ったが、一ヶ所目は女性3人を含む7人ほどの生産者で、平均年齢はやはり60歳をけっこう上回っているように見受けられた。中心になって話をしてくれた65歳前後の農家は、所有農地0.4ha全部を休耕して緑肥を植えているが、補助金だけではとても生活はできないことから、台中に稼ぎに出ているという。後継者もないことから、10年後には休耕がもっとも増えるだろうと予測していた。なお、集まった場所の農地は、休耕して緑肥を植えたそうであるが、ほとんど管理できておらず、農会から休耕とは認められず、緑肥を植え直さなければ、この期は補助金がもらえないという。

もう一ヶ所では平均年齢70歳を上回るお年寄り10人ほどが集まってくれた。当地はもち米の品質がいいということで、2人ほ

どがもち米を生産していた。これ以外の人たちは農地を借地に出しており、これらを借り受けている大規模農家は、大農機具を使ってサツマイモを生産しており、サツマイモの一部は加工して出荷している。今、モチ米を生産している農家も後継者はおらず、一方、農地を集積してサツマイモを生産している農家も、規模拡大は限界にきていることから、これから先は借地に出すこともままならなくなって、休耕が増えるしかない、としている。

#### c 台北県貢寮郷

以前、村長を40年余にわたって勤めた85歳の農家は、当地域は米の収量が彰化県の半分で、品質もよくないことから、米を作るよりは休耕して補助金をもらうほうが良いという。年寄夫婦と娘の3人暮らしであるが、週末になると台北等に住む子供や孫たちが集まってきて、のんびりとすごしていくそうだ。

周辺の水田は、一部が転作により自給用の野菜が生産されている程度で、ほとんどは休耕か耕作放棄されていた。とはいえ当地区は生態環境保全に力を入れており、小川にはたくさんの魚が泳ぎまわり、夜には蛍が群舞するなど、そのままの自然が残っ

てもいる。  
(注13) 農会も契約米を扱う米卸になることも可能であるが、田中鎮農会は、乾燥機や保冷設備を持たないことから米卸に参入できずにいる。農会のマーケティングにより契約米の高値販売が実現できているものの、利益の多くは米卸会社に帰属しているという。

## (2) 新政策への反応

地域によって新政策の対応は大きく異なるが、総じて新政策の実効性には懐疑的であり、特に農地の流動化促進策については不安を持つ者が多い。

生産者、農会、学者・研究者の新政策に対する反応は次のとおりである。

### a 生産者

#### < 政策全般 >

・政策が大きく転換したことは知っている。政策そのものはいいと思うが、実行は難しい。(福興郷)

#### < 農地の賃貸借 >

・農地銀行はコンピュータを使って農地の仲介・斡旋をしようとしているが、農地はよく知っている人にしか貸したくない。(共通)

・休耕で45千元/haの補助金がもらえるが、肥料代、種子代を差し引くと20千元しか残らない。緑肥にかかる手間を勘案すれば、休耕するよりも農地を貸し出して15千元もらうほうが有利だ。(田中鎮)

#### < 規模拡大 >

・担い手対策は評価できる。米の場合、5haが損益分岐点で、7haを上回れば稲作で自立していける。大卒よりも高い収入が可能になる。(田中鎮)

・借地により規模拡大すると、農地のゾーニングがしっかりしていないところ

が多く、水管理のたびにトラブルが発生する。(田中鎮)

- ・小地主が分散して農地を所有しており、これを集積していくことは難しい。(福興郷)

#### <その他>

- ・米生産で比較優位を持っており、もっと米を生産したい。生産調整には反対である。(田中鎮)
- ・農地を使って米を生産するにしても、自分で耕作するより、代行センターに作業委託をするほうがいい。(田中鎮)
- ・合作社の中には、農家から米を安く買って、市場で高く売るものもあり、合作社が米価格の形成なり安定を乱している。(田中鎮)
- ・これからは量より質を追求しなければならない。安全・安心ニーズへの対応とトレーサビリティが重要である。(田中鎮)
- ・有機農業は、気象条件等からして農薬なしでの栽培は容易ではなく、頑張っても1haが限界。手間がかかる割には有機農産物の価格は安い。(田中鎮)

#### b 農会

- ・新たな政策には賛成であるが、これを実行していくには問題点も多い。特に、農地については、政府が対策を講じてはいるものの、いったん貸し出しすれば戻ってこなくなるのではないかという生産者の不安が強い。(福興郷農会)

- ・政府は農民のことを考えた政策を講じていない。(田中鎮農会)

#### c 学者・研究者

- ・構造改革、休耕から転作・増産の流れについて異論を持っている学者・研究者は少ない。(台湾大学・呉栄杰教授)
- ・生産面のみが強調された政策にとどまっており、環境や地域対策等は不十分で、将来ビジョンとはなりえていない。(台湾大学・呉栄杰教授)
- ・米について保証価格制度が残る中で、転作推進は難しい。またリタイアするよりも保証価格制度の下で米生産を継続するほうがメリットは大きい。(仏光大学・李元和教授)
- ・米の保証価格制度はあくまで維持すべきである。市場原理に任せれば価格が不安定化するばかりでなく、米卸会社や商社等による中間搾取がすすむことになる。(仏光大学・李元和教授)
- ・米の保証価格制度をなくせば、市場原理が働くようになり、構造改革もすすむ。(仏光大学・施順意教授)
- ・以前の米生産調整は、米過剰を抱える中で社会的コストを勘案すればやむをえない措置であった。今はWTOに加盟しており、あらたな情勢に対応しての政策見直しが必要。国際的に活躍する会社も必要。(中州技術学院・彭作奎学長(李登輝政権時代の行政院農業委員会委員長(農林水産大臣に相当))
- ・馬總統のマニフェスト作りをリードし

てきた。新政策の課題は多いが、これまでの政策を転換して展望を開いていくことが必要。(逢甲大学・楊明憲教授)

## 5 日本の米生産調整政策を考える

わが国の米生産調整を中心とした米政策も限界にある。台湾での取組みをも参考にしながら、わが国の米生産調整政策の方向性について考えてみたい。

### (1) 台湾の政策をどう見るか

台湾は、モンスーン地帯に属し稲作文化圏であること、島国であり高低差が大きく平地が少ないこと、水利制度・農業研究試験普及制度・農協制度が植民地時代にわが国から導入されていること、さらには加工貿易立国であること等、農業は勿論のこと、一般産業も含めて構造的に多くの類似性、共通性を有している。

農業面の詳細を見れば、平均耕地面積は0.72ha(07年、以下同じ)、兼業農家比率は78.4%で、第二種兼業農家だけの比率は70.5%となっている。また65歳以上の高齢農家の比率は49.5%となっている。このように若干の相異はありながらも、総じてきわめて類似した構造にあるといえる。<sup>(注14)</sup>

その台湾において、1984年から開始された米生産調整が、08年には生産調整比率が50%を超え、小地主大借地農政策なる新政策等による農政の転換をはかりつつあるこ

とに対して、大いなる関心が向けられてしかるべきであろう。

米生産量の20%が保証価格で政府に買い上げられ、水田・畑地利用調整後続計画が継続されている一方で、休耕から転作奨励に転換するとともに、小地主大借地農政策によって高齢者のリタイアを促し、若い担い手に農地を集積させることによって構造改革を一気に推進しようとしている。試行期間を終えて本格的な新政策への取組みが開始されたのが本(09)年6月であり、新政策について、現時点で評価することは適当でないが、今後の動向には大いに注目を要する。

小地主大借地農政策と水田・畑地利用調整後続計画は、いわばコインの表裏の関係にあり、これまでの休耕中心の米生産調整から、小地主大借地農政策による構造改革によって米生産調整を継続しながら転作を推進していこうとするものである。水田・畑地利用調整後続計画には、水田を水田として活用するとともに、水田稲作と畜産との連携強化によって飼料自給化をはかろうとする“水田フル活用”的発想は存在しないが、基本的にはわが国の転作強化と水田・畑作経営所得安定対策をセットにした内容に近いともいえる。

WTO加盟後も米保証価格買上制度を維持し農業政策のベースとしてきたこと、政権交代を機に政策の大転換をはかったこと、農地流動化を促進し規模拡大をはかるためにリタイア制度をはじめとする措置を講じてきたこと、これからの農業の柱の一

つとして有機農業を位置づけたこと等については、政策の統合化と政治的決断という意味で、大きく評価されてしかるべきであろう。

しかしながら生産現場では肝心の農地を賃貸借に出すことについての不安は相変わらず根強く、また大規模農家重視にとともに、今後、生産農家の大宗を占める小地主や兼業農家の反発が顕在化してくることも懸念される。あわせて地域政策や環境政策等も含めた総合的視点は希薄であるといわざるをえない。

(注14) 日本の1戸当たり平均経営耕地面積は1.38ha(都府県)、農業就業人口に占める65歳以上の割合は60%(いずれも08年)。

(2) 日本の米生産調整政策をどうするか  
台湾も米生産調整をめぐっては、「進むも地獄。戻るも地獄」という苦渋の中で政策を選択してきたもので、“魔法の杖”があるわけではない。台湾から学ぶべきは、WTOルールからしていずれは直接支払いへの切り替えを余儀なくされることもあるが、米保証価格買上制度をとにもかくにも<sup>(注15)</sup>維持することによって、根幹としての政府による食料管理という枠組みを守ろうとしていることである。そのうえでギリギリのところまで市場化・自由化を推進し構造改革しようとしている。すなわち小地主大借地農政策や水田・畑利用調整後統計画により規模拡大、世代交代をはかろうとしながらも、市場原理はリスクが大きく、全面的にこれに任せるわけにはいかないことを<sup>(注16)</sup>前提にした政策展開を行っている。

わが国では食管制度の抜本見直しにより食糧庁が廃止され、食料・農業・農村基本法によって備蓄だけが国の役割とされながらも、結果的に民間だけによる生産調整は困難であることが明らかにされてきた。今後の米生産調整を含めた米政策は、あらためて食料の安定供給は国の責任であることを再確認していくことが出発点となる。そのうえで水田をはじめとするわが国の特徴を生かした日本農業のビジョンを明示していくことが必要であり、ここでは「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ」地域社会農業を農政のベースとして位置づけ、地産地消の推進等を通じて、人と自然等の関係性回復、循環型農業、地域文化の伝承、景観の維持等への取組みも含まなければならない。そのうえで生産調整の解を探っていくことになるが、自由化のリスクや生産者の不安等を勘案すれば、完全自由化や生産調整の強化という両極に解はなく、両者の幅の中で現実的な途を探り出していくしかない。

その意味では政府が備蓄や生産調整については責任を持って運営にあたると同時に、“水田フル活用”に対する助成措置を恒久化するとともに、品目横断的経営安定対策で支援対象を一定規模以上に絞り込んだことから、兼業農家をはじめとする多くの生産者からの反発を食らったことの反省に立ち、多様な担い手が共生・棲み分けしながら地域社会農業を維持・発展させていくことを基本にして、規模拡大というよりも遊休化する農地を集積していくことにイ

ンセンティブを与えていく支援方を確立していくことが望まれる。この具体策については本誌08年10月号の拙稿「『水田維持直接支払い』による非主食用米生産」で提言したところである。

- (注15) WTOルールで、市場価格支持相当額と黄色の政策に該当する直接支払いの額の助成合算量(AMS)の20%を6年間で削減することになっているが、保証価格の廃止なくとも削減可能との判断で、保証価格を維持しているという。
- (注16) 今回、米保証価格買上制度を維持すべきかどうかについては、農政関係者、学者・研究者等により、大激論が展開されたという。

## むすび

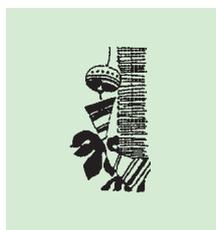
韓国でも米過剰基調にあり、2003年から05年にかけて生産調整が行われており、まさに米生産調整は北東アジア共通の最大問題である。わが国は、欧米にとらわれがち

な目を、もっとアジア、近隣諸国に向ける必要がある。アジア諸国に対して、これまでのような日本の経験を一方的に伝える時代はすでに終わっており、相互に学びあい、切磋琢磨する時代へと移行している。今後は米生産調整問題に限らず、北東アジア共同しての食料政策の確立や連携してのWTOへの対応、さらには研究・技術開発の交流等が不可欠であるように考える。

### <参考文献>

- ・ 蔦谷栄一(2000)「台湾における有機農業，減農薬・減化学肥料栽培の取組実態」『農林金融』11月号
- ・ 同上(2004)『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会
- ・ 同上(2008)「『水田維持直接支払い』による非主食用米生産」『農林金融』10月号
- ・ 同上(2009)「地域社会農業からの基本計画見直し」『農林金融』6月号

(つたや えいいち)



## 食料供給の構造的過剰化と低価格時代

最近、我が国の食料の低自給率に対する注目度が高まっている。マスコミが食品安全問題やバイオ燃料などと絡めて、その低さをしばしば問題視したからである。それゆえ、大学で自給率問題を卒論にまとめる学生が増え、居酒屋で杯を交わしながら低自給率を嘆く高尚な酔人も現れている。

自給率問題に多くの人々の関心が集まることは、農業にかかわる仕事に就いている身としてはたいへん喜ばしい限りである。しかしその一方で、自給率問題と同程度に、あるいはそれ以上に重要と思われるもうひとつの問題が、世間の人々に気付かれていないように思えてならない。

その問題とは食料の“供給過剰”である。「え！」と驚かれる方も多いかと思うが、これまでの歴史の中で21世紀に入ったばかりの今日が、実は最も供給過剰の状況を呈しているのである。

1日3食の習慣さえなかった戦国時代以前はもちろんのこと、江戸時代でさえ飢饉に見舞われた地域は多く、それに起因する百姓一揆も珍しくなかった。全国民が米を食べたいだけ食べられるようになったのは、第2次大戦後、それも1960年代になってからにすぎない。それほど過剰とは無縁であった。

それがいつの間にか“飽食”へと変わり、食品残渣・生ゴミが2,000万トンを超えるほどに増えた。もはや単なるゴミ処理問題ではなく、自然環境の悪化の一大要因と断罪されるまでになった。この意味で、2001年施行の食品リサイクル法は、まさに食料の供給過剰状況を象徴するものであった。

こうした近年の“供給過剰化”は、統計データから定量的に把握することもできる。例えば、1人1日当たり供給熱量(2004年2,562kcal)と摂取熱量(同年1,902kcal)の差を食品残渣・生ゴミ分とし、その差を後者の摂取熱量で除すと“過剰化の程度を示す比率”を算出できる。この比率を仮に「熱量ベース供給過剰度」(以下、「供給過剰度」と呼ぶことにすると、1960年代の供給過剰度は12%前後ないしそれ以下であったものの、70年代中ごろから上昇傾向が続き、2000年以降、供給過剰度は35%前後に達した。

このことは現在、我々が体内に取り入れている食料品に加えて、その3分の1強にあたるほどの分量がさらに余分に供給されていることを意味している。どの程度の供給過剰度が妥当であるかは定かではないが、12%と35%とで比較判断するならば、1960年代に比べ今日は著しい供給過剰状態にあることは間違いない。

しかも、今後、社会の高齢化は一段と進行する。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、65歳以上人口は2013年に全人口の25%を超え、23年には30%を超える。この高齢化によって、当然、1人1日当たり摂取熱量はさらに減少することになる。13年ごろには1,800kcalを下回り、23年ごろには1,700kcalに迫っているかも知れない。

いずれにしても、今後、輸出国での大干魃や戦争等の何らかの特別な事情で供給熱量が大幅に減少しない限り、供給過剰度は35%前後、あるいはこれを上回って推移する可能性が高い。すなわち、現在の供給過剰状態は決して一時的なものではなく、また特定の品目に片寄って現れているものでもなく、食品全般にかかわる構造的なものとして捉えねばならないのである。

この構造的供給過剰は確かに環境問題の一因であるが、もちろんそれだけではない。周知のように、食料品価格に大きな影響を及ぼしているのである。ここ10年以上にわたって米はもちろんのこと、野菜も果実も食肉も水産物も価格の低迷状態が続き、加工食品・調理食品にあっても最近話題の298円弁当のような低価格品が増加傾向にあるが、これらは不況の影響もさることながら、根本的には構造的供給過剰に起因するものにほかならない。

今後においても、昨年大豆やトウモロコシのように食用以外の需要増によって価格が比較的長期にわたって高騰するものも出るであろうし、天候不順による不作の結果、一時的に価格が急騰するものも出るであろう。しかし、構造的過剰下では食料品全般において価格は低位にとどまるのが普通である。したがって、今後は今日のような低価格を通常のこととみなした上で、すなわち価格が上がらないことを前提に、様々な対策を考案し、収益確保の方途を探求しなければならないであろう。

(東京農業大学国際食料情報学部教授 藤島廣二・ふじしまひろじ)

# 変貌するコメの国際市場

## タイの輸出構造との関連を中心に

主任研究員 室屋有宏

### 〔要 旨〕

- 1 90年代以降、タイ、ベトナムを世界の2大輸出国とするコメの国際市場が形成され、貿易量が大きく伸びた。価格も90年代半ば以降に下落したことで途上国の輸入需要を高める循環を生んだ。コメの輸入地域では、アジアの割合が趨勢的に低下し、アフリカ、北米等の割合が上昇した。
- 2 こうした市場構造のなかで、タイはアフリカ、中東向けにはパーボイルド米を、またアメリカ等には香り米輸出を伸ばすことで競争力を確保した。一方、ベトナムは中・低品質の白米を主に政府間契約で東南アジア向けに輸出し、両国の間には一定の分業関係が形成された。
- 3 タイが長期にわたりコメの最大輸出国の座を確保している主な要因として、恵まれた農地条件、農民の低い賃金水準、民間主体の取引、があげられる。
- 4 しかし、近年、実質的な価格支持政策である「籾担保融資制度」が大規模に導入され、特に昨年来、市場実勢を超える価格支持が行われることで、コメ価格の高止まりやタイのコメ輸出を支えてきた柔軟性、弾力性の低下が懸念されている。
- 5 籾担保融資制度には、政府の財政負担が大きい、不正の余地が多い、利用が大規模農家に偏っている、との根強い批判がある。
- 6 コメの国際市場は、90年代以降の「安価で安定的」にみえた構造が反転し、再び「薄くて、限界的で、変動の激しい」市場へと回帰する兆しが、昨年来、現われている。市場本位の国際市場の発展は、零細農の貧困を土台とする構造があり、本来的に不安定で持続可能なものではない。農民が安心してコメ作りができる経済社会を構築するためには、地域、政府、多国間での協調・協力体制を進めることが不可欠である。

## 目次

### はじめに

#### 1 コメの国際市場とタイ、ベトナムの位置づけ

- (1) 歴史的な変遷
- (2) 90年代以降の変化
- (3) 市場のセグメント化

#### 2 タイのコメ輸出メカニズム

- (1) タイのコメ輸出の特質
- (2) 農家経済の状況と地域的格差

#### 3 タイのコメ政策と価格決定メカニズムの変化

- (1) 物担保融資制度の変質
- (2) 支持価格の大幅引上げ
- (3) 輸出価格形成の変化
- (4) 農民の反応と制度改革に向けた動き

#### まとめ

変貌する市場構造と

「競争から協調」に向けた動き

## はじめに

タイは世界最大のコメ輸出国であり、ベトナムと合わせると1,500万トン近いコメを輸出し、世界シェアのおよそ半分を占める。コメの国際的需給を考える場合、両国の今後の輸出力をどうみることが決定的に重要なのはいうまでもないだろう。

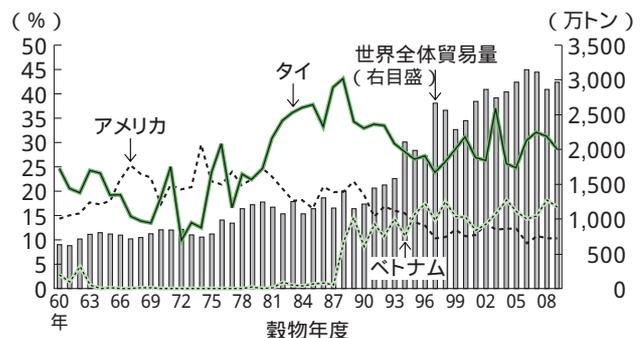
本稿は、1990年代以降のコメの国際市場をまず概観したうえで、タイの輸出構造の特質についてベトナムとの比較をしつつ整理を行いたい。そのうえで、昨年来以降の激しい価格変動と市場環境の変化のなかで、タイの流通・輸出メカニズムは相当大きな変質を余儀なくされており、今後、コメの国際市場の構造的変化につながる可能性があることを示したい。

## 1 コメの国際市場とタイ、ベトナムの位置づけ

### (1) 歴史的な変遷

タイは戦後ほぼ一貫して世界最大のコメ輸出国の地位にあるが、そのシェアが大きく伸びるのは80年代以降である。60年代においては、アメリカが国内余剰農産物を食糧援助計画に利用する公法480を活用し輸出を大幅に伸ばし、60年代末にはタイを抑えて世界最大の輸出国となった(第1図)。70年代はタイとアメリカが首位の座を争う状態が続いたが、80年代に入るとコメを含

第1図 タイ、ベトナム、アメリカのコメ輸出市場におけるシェア



資料 USDA P&SDより作成

め穀物市場の過剰基調と価格下落が強まるなか、タイは低価格を武器にシェアを大きく高めた。

さらに90年代になると、ベトナムが輸出市場に参入し、アメリカに取って代わる形で世界2位の座についた。しかし、アメリカはその後も3ないし4位の地位を依然として維持しており、主要輸出国の一角を占めている。輸出市場で劣勢に立つアメリカは、輸出補助金に相当するマーケティング・ローンを導入し、国際価格が国内支持価格を下回った時は、その差額を政府が生産者に補てんする政策により輸出の絶対量を維持している。

## (2) 90年代以降の変化

コメは小麦・トウモロコシとともに世界の3大穀物のひとつだが、小麦・トウモロコシと比較してその国際市場は「薄く、限界的で、変動が激しい」と評価されている。「薄い」というのは、生産量に対して貿易量が小さいということであり、「限界的」というのは各国において国内自給が中心で輸出入が行われるのは豊作か不作時のみという意味である。こうした特性から、貿易量の変動が大きく、またそれを増幅する形でコメの国際価格は大きな変動が発生しやすい。

しかし、タイ、ベトナムが輸出の中心国となる90年代に入ると、コメの国際市場規模は急速に拡大し、その傾向は

2000年代にさらに強まった。生産量に対する輸出数量の割合（貿易率）が90年代以降に大きく伸び、70～80年代までの「コメの生産量伸び率＝貿易量の伸び率」という関係は、90年代以降に「生産量の伸び率＜貿易量の伸び率」へと転換した（第1表）。

アジアにおいては70～80年代を通じ、高収量品種の導入による「緑の革命」の成果が浸透し、単収の大幅上昇による生産量の拡大が続き、これに加えベトナム、中国では市場経済化に伴う農民の増産意欲の高まりもあって、アジア全体でコメ生産量は大きく伸びた。これを主因にアジアにおける輸出余力が増大し、90年代にはベトナム、インドといった新興のコメ輸出国が台頭した。

こうした変化は、輸入国にとってはコメの国際市場に対する信頼性を高め、輸入依存を強める効果があった。価格の面でも90年代後半以降、低下傾向（実質的、名目的とも）が強まり（第2図）、その間の貿易自由化等も手伝って、「安価な食糧」を求める途上国のニーズを顕在化させ市場を循環的に拡大させた。

第1表 主要穀物の世界生産量、貿易量、貿易率の変化

(単位 千トン、%)

		60年代	70	80	90	00
トウモロコシ	生産量	230,734	338,681	436,446	544,302	691,181
	貿易量	24,245	50,883	64,603	65,072	81,475
	貿易率	10.5	15.0	14.8	12.0	11.8
小麦	生産量	267,528	371,075	489,238	568,065	607,814
	貿易量	52,927	66,484	98,875	105,101	113,250
	貿易率	19.8	17.9	20.2	18.5	18.6
コメ(精米)	生産量	173,967	233,965	308,315	371,867	413,753
	貿易量	7,348	9,115	11,974	19,239	28,603
	貿易率	4.2	3.9	3.9	5.2	6.9

資料 USDA P&SDより作成  
(注) 00年代には09/10年の予測値を含む。

しかし、2000年代に入ると、国際市場の拡大基調は続く一方で生産伸び率は鈍化し、在庫水準も傾向的に低下した。コメの国際価格は、00年には200ドルを下回る歴史的な低さまで下落したが、その後はこうした需給基調の変化を反映して上昇に転じ、07年末には360ドル、08年に入ると各国での輸出規制や投機的な動き等から急騰し、4月には900ドルを超えた。

90年代以降のコメの国際市場の変化を貿易フローからみると、伝統的な輸入地域で

あったアジアのシェアが趨勢的に低下し、代わってアフリカ、北米、中米、カリブ海諸国の比率が上昇し、輸入国数の増加と地理的拡散をもたらした（第2表）。

他方、輸出国は、タイ、ベトナム、アメリカ、インド、パキスタンの5ヶ国で約75%のシェアを占め、特定国に集中している。輸出上位5ヶ国のシェアは構成国の入れ替わりがあるものの、60年代からほぼ一貫して75%前後にあるのは興味深い。

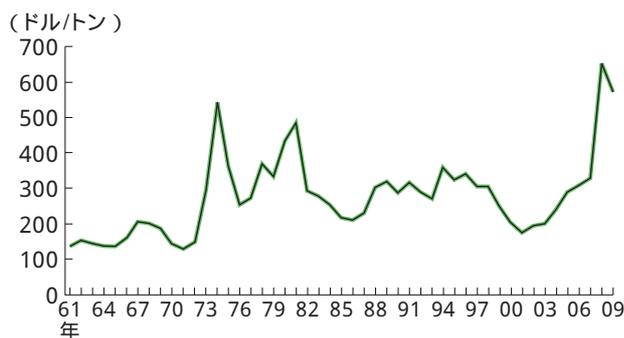
### （3）市場のセグメント化

90年代以降の国際市場の大きな変化として、特定の種類のコメが特定の国との間で取引されるという市場のセグメント化の進行が挙げられる。

コメは単一の穀物ではなく、種類と品質に対する消費者の嗜好が明確に分かれており、他との代替性が小さいという特性がある。<sup>（注1）</sup>市場で取引されるコメの種類は、大別すればインディカ（長粒種）、ジャポニカ（中粒種）、香り米（ジャスミン・ライス）、パーボイルド米（蒸し米）、もち米の5つあり、それぞれに品質、特に碎米比率、また加工の違い（粳、玄米、精米）等が加わ<sup>（注2）</sup>る。このうち日本人には余り馴染みがないが、国際市場での取引が近年伸びているのが、香り米とパーボイルド米で、それぞれ別個の市場を形成している。

08年のタイの輸出をみると、1,001万トンの輸出量全体のうち香り米が250万トン（割合25%）、パーボイルド米275万トン（27%）、白米430万トン（43%）、その他

第2図 コメ国際価格の長期的推移  
（タイ碎米5%、FOB・年平均価格）



資料 IRRI, 世銀データより作成  
（注）09年は1～6月平均。

第2表 コメ輸入の地域別構成の変化

	(単位 %)				
	60年代	70	80	90	00
東アジア	13.2	9.3	9.4	9.6	7.9
南アジア	19.2	9.1	6.8	5.5	4.3
東南アジア	30.3	31.6	11.3	18.4	16.9
中東	4.8	12.5	21.2	19.6	18.5
北アフリカ	0.2	0.6	0.9	1.0	1.0
サハラ以南アフリカ	9.2	14.4	25.3	19.8	28.0
EU	12.0	10.2	8.3	5.4	4.7
その他欧州	0.8	0.5	0.6	0.4	0.4
旧ソ連12ヶ国	4.0	4.3	4.7	2.3	1.8
北米	0.8	1.2	2.4	4.4	5.4
カリブ海諸国	3.9	3.5	2.8	3.7	3.8
中米	0.3	0.2	0.4	1.1	1.8
南米	1.0	2.0	4.7	7.6	4.2
オセアニア	0.3	0.7	1.2	1.3	1.2

資料 第1図に同じ

(もち米が中心) 45万トン(5%)となっている。輸出のうち価格水準の高い香り米とパーボイルド米が半分強を占め、また特定の輸出先とリンクしている。

タイの最大輸出地域はアフリカで、国別では特にナイジェリア・ベニン<sup>(注3)</sup>、南アフリカ向けが大きなシェアを占めているが、こうした国への輸出はほぼ全量パーボイルド米である(第3表)。パーボイルド米は、籾を水に浸した後、蒸気で蒸し乾燥・精米

させたコメで、保存性や栄養価に優れている。もともとインドなど南アジアで消費されていたが、現在は中東、アフリカで広く利用されている。

タイのパーボイルド米輸出は、昨年インドが高級香り米のバスマティ米以外のコメ輸出を停止させたことでいちだんと拡大した。インドはパーボイルド米の最大の輸出国であったが、この供給が止まったことでタイは「特需」を享受する形になった。

もうひとつタイの輸出を牽引している香り米は、中国系住民を中心に人気が高く、世界的に需要が高まっている。08年の香り米の輸出先では、アメリカが最大で、次いでコートジボアール、セネガル、香港、中国、マレーシア、シンガポールの順である。

次にベトナムの輸出先をみると、アジアのシェアが6割近くに達し、しかもフィリピン、マレーシア向けが際立って高い。またキューバ向けが1割近く占めるなど、タイの輸出先構成と大きく異なっている(第4表)。輸出されているコメの

第3表 タイのコメ輸出先の変化

(単位 トン, %)

	05年	06	07	08	05年 シェア	08年 シェア
アジア	2,057,800	2,069,285	2,890,639	2,473,681	28.2	24.7
中国	490,134	653,153	462,152	249,483	6.7	2.5
日本	220,328	131,851	145,218	213,291	3.0	2.1
フィリピン	77,785	111,925	425,506	599,677	1.1	6.0
マレーシア	417,381	372,814	414,028	531,470	5.7	5.3
シンガポール	172,916	180,069	217,120	238,763	2.4	2.4
インドネシア	119,792	171,740	456,158	111,061	1.6	1.1
香港	303,262	281,854	313,843	299,333	4.2	3.0
中東	906,178	1,577,274	1,465,148	1,354,416	12.4	13.5
サウジアラビア	52,620	52,140	76,919	132,285	0.7	1.3
イラク	463,195	616,923	413,436	494,653	6.3	4.9
イラン	160,481	650,697	615,904	153,596	2.2	1.5
オマーン	165	254	6,166	101,215	0.0	1.0
欧州	332,282	404,469	646,961	791,969	4.5	7.9
EU-27	227,558	300,448	386,184	443,547	3.1	4.4
オランダ	33,351	39,849	96,389	154,761	0.5	1.5
ベルギー	28,104	59,824	82,561	100,956	0.4	1.0
ロシア	55,083	43,056	100,577	132,943	0.8	1.3
アフリカ	3,450,533	2,736,271	3,922,286	4,640,393	47.2	46.4
ガーナ	108,116	114,854	224,771	209,708	1.5	2.1
カメルーン	376,362	117,575	151,547	146,862	5.2	1.5
セネガル	494,649	319,196	680,155	477,850	6.8	4.8
トーゴ	118,764	38,107	154,586	215,770	1.6	2.2
ナイジェリア	601,969	384,340	327,025	844,322	8.2	8.4
ベニン	526,333	536,248	801,498	703,795	7.2	7.0
アンゴラ	20,885	35,144	150,686	169,036	0.3	1.7
南アフリカ	455,083	441,380	532,369	546,745	6.2	5.5
コートジボアール	298,301	451,004	397,569	527,384	4.1	5.3
北米・中米	414,293	483,163	477,008	552,563	5.7	5.5
米国	346,020	379,506	372,802	403,813	4.7	4.0
オセアニア	143,261	150,193	155,339	198,013	2.0	2.0
オーストラリア	78,107	71,970	83,358	115,637	1.1	1.2
合計	7,304,346	7,420,656	9,557,382	10,011,035	100.0	100.0

資料 Thai Rice Exporter's Association ホームページより作成

第4表 ベトナムのコメ輸出先の変化

(単位 千トン, %)

	99年	00	01	02	06	08	06年 シェア	08年 シェア
アジア	2,841	2,085	1,891	2,185	2,777	2,684	59.0	57.7
インドネシア	1,379	430	532	741	309	143	6.6	3.1
イラン	111	-	-	15	162	60	3.4	1.3
イラク	453	685	536	872	24	194	0.5	4.2
マレーシア	142	192	153	144	479	382	10.2	8.2
日本	15	50	11	5	134	11	2.8	0.2
フィリピン	502	607	556	286	1,526	1,730	32.4	37.2
シンガポール	84	61	58	15	479	34	10.2	0.7
アフリカ	1,161	851	852	304	1,346	1,266	28.6	27.2
ヨーロッパ・CIS	171	146	237	139	110	124	2.3	2.7
南北アメリカ	195	173	287	277	434	505	9.2	10.9
キューバ	195	167	287	276	420	491	8.9	10.6
その他・不明	232	115	262	341	38	74	0.8	1.6
合計	4,600	3,370	3,528	3,245	4,705	4,652	100.0	100.0

資料 USDA GAIN Report 各年より作成  
(注) 99～02年は小澤(2004b)

種類においても、香り米が10万トン弱ある以外は、白米がほとんどである(08年)。しかも、白米のうち25%砕米が217万トン(割合47%)と最も多く、次いで5%砕米が166万トン(36%)、15%砕米が49万トン(11%)と、中・低品質米の割合が非常に高い(注4)。これに対して、タイの場合、白米の輸出ウエイトそのものが小さく、また品質の面でも100%白米が8%、5%砕米が23%、砕米10%超が12%とベトナムに比べ高品質米の比重が大きい。

こうした両国の輸出の違いは、タイの輸出は民間ベースがほとんどなのに対して、ベトナムは途上国向け政府間取引(国際入札)が過半を占めるという取引形態の違いとも関連している。

このようにタイとベトナムは輸出市場で激しく競争しあう一方、輸出先とコメの種類をベースに一定の分業・補完関係が存在しているといえる。こうした関係は、90

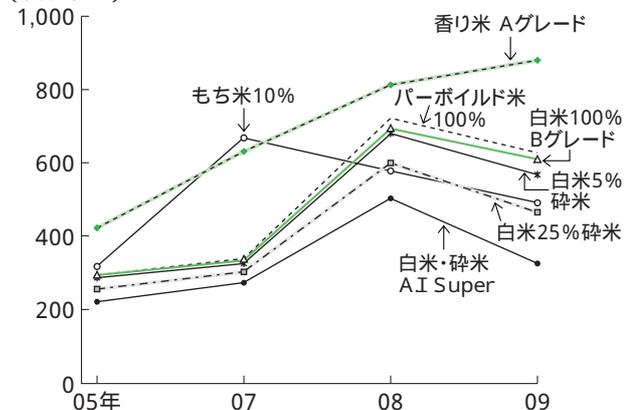
年代以降、ベトナムが新興輸出国として政府間取引を主体にローエンドの市場を獲得していったのに対して、タイは高付加価値化と新規市場の開拓に民間主体で取り組むことで輸出競争力の維持を図ってきた結果でもある。

コメの国際価格は昨年5月をピークに急落し、今年に入っても下落基調が続いているが、コメの種類による価格推移に大きな格差がみられる。

タイの輸出価格でみると、香り米は今年(1～5月平均)に入っても昨年平均を上回っており、またパーボイルド米も高値水準を保っているのに対し、ベトナム等との競争が激しい白米、特に低品質米ほど下落幅が大きい(第3図)。

(注1) 他の穀物でもこうした面があるが、コメほど多様ではない。現在、国際市場で価格付けされているコメの種類だけでも50以上ある

第3図 タイの種類別コメ輸出価格(FOB年平均)の推移(ドル/トン)



資料 Board of Trade of Thailandより作成  
(注)1 FOB価格にはパッケージ代は含まず。  
2 09年は1～5月平均。

(Concepcion2004)。コメは標準化が困難であることが、世界的に確立されたコメの先物市場が存在しない大きな要因でもある。

(注2) 長粒種・短粒種で分類すれば、香り米、パーボイルド米、もち米ともに長粒種に属する。

(注3) ベニンはナイジェリアの隣国に位置し人口約840万人の国である。ベニンのコメ輸入は自国消費用ではなくナイジェリア向けが中心であり、USDA統計ではベニンの輸入をナイジェリアに一括している。

(注4) 碎米は精米の過程などで出る細かく砕けてしまった米粒で、この混入比率が高いほど低級なコメとして扱われる。例えば、「5%碎米」は碎米の混入率が5%未満の意。

(注5) ジャポニカ種の国際価格の動きは長粒種と対照的に、今年1～5月で前年比75%も上昇している。その主な理由として、カリフォルニアの水問題、エジプトの輸出規制継続、オーストラリアの不作等、輸出向け主産地での供給懸念がある(FAO)。なお、ベトナムには輸出向けジャポニカ生産を行う日系企業が2社進出し、少量だが輸出の実績がある。

## 2 タイのコメ輸出メカニズム

### (1) タイのコメ輸出の特質

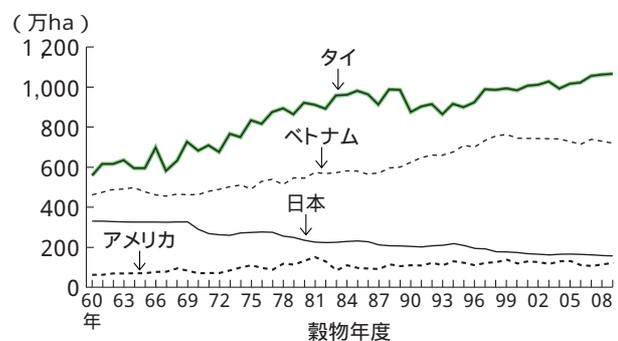
タイのコメ輸出が世界首位の座を長期間維持できたのは、端的には海外需要の変化に呼応し、柔軟かつ弾力的に対応できる国内の生産・流通構造が主因といえる。この構造を支える重要な条件としては、第一にアジアの国としては恵まれた農地条件、第二は農民の賃金水準が依然として低いこと、第三に流通・加工を含め民間取引が中心であること、が挙げられよう。こうした条件は、コメに限らずタイの農業が輸出産業として発展してきた基本的な要因ともなっている。

タイの国土面積は日本の約1.4倍だが、平野が多いため農地面積は1,860万haと日

本の約4倍の広さがあり、そのなかでコメは最も重要な作目であり、農地面積のおよそ半分を占めている。また、作付面積は戦後一貫して拡大ペースを維持しており、これに比例して生産量は60年代平均の720万トンから、2000年代には同1,800万トンへと飛躍的に増大した(第4,5図)。タイの場合、戦後、森林の大規模な破壊を伴いながら、キャッサバ、大豆、メイズ等の輸出向け新規畑作物の導入がコメの生産拡大と同時に進行したのが大きな特長でもある。

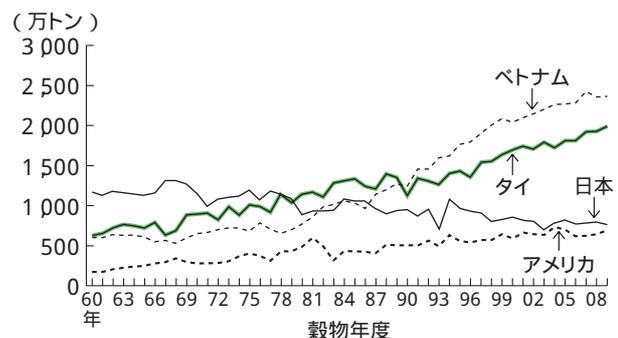
一方、タイのコメ生産は全国の灌漑比率が25%程度と低く、肥料・農薬などをほとんど使用しない低投入な栽培方法も広く行われている。これに対して、ベトナムでは

第4図 タイ、ベトナム、アメリカ、日本のコメ作付面積の推移



資料 第1図に同じ

第5図 タイ、ベトナム、アメリカ、日本のコメ生産量

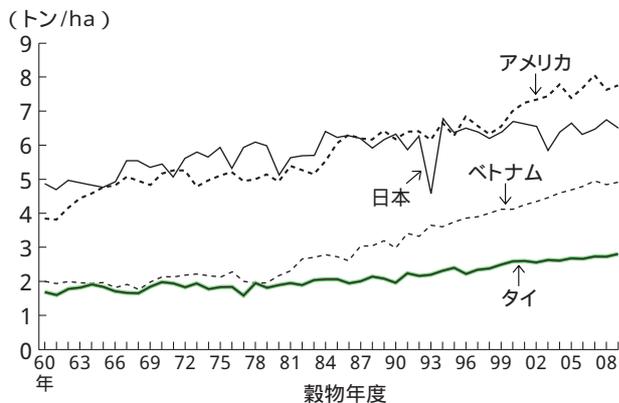


資料 第1図に同じ

作付面積が00年前後を境に減少に転じており、コメ生産量の伸びは肥料・農薬の多投入による単収の伸びに依存するようになっている。両国の単収推移は対照的で、粗放的なタイに対してベトナムは90年代以降の輸出拡大期に集約化が強まっている（第6図）。

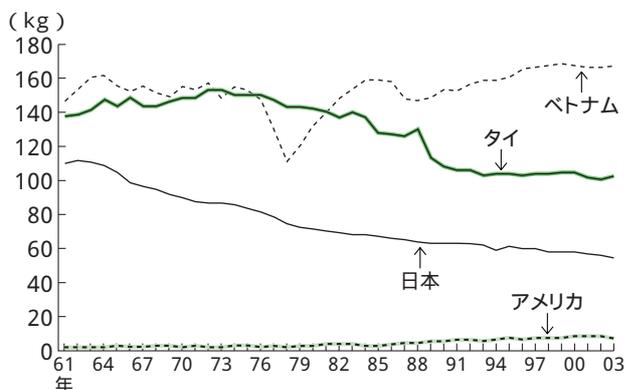
また、タイの輸出が本格的に伸びるのは80年代以降であるが、これは国内生産の増大に加えコメの劣等財化（所得が上昇すると需要が減る）による一人当たり消費量の減少と人口増加率の急速な鈍化が大きく影響している（第7図）。タイでも70年代ま

第6図 タイ、ベトナム、アメリカ、日本の単収推移（籾ベース）



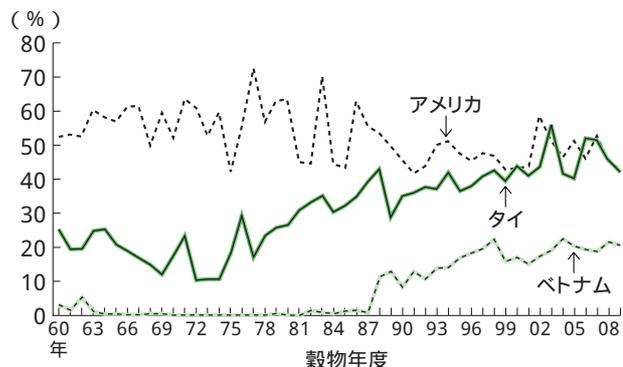
資料 第1図に同じ

第7図 1人当たりのコメ消費量の比較(精米ベース)



資料 FAOSTATより作成

第8図 タイ、ベトナム、アメリカのコメ輸出比率



資料 第1図に同じ

では、増大する国内消費を賄うという色彩が強く、輸出余力は限定的だった。これに対してベトナムは世界第2位の輸出国であっても、まだ国内消費分が8割程度を占め、輸出向けは生産の2割に過ぎない（第8図）。

## (2) 農家経済の状況と地域的格差

タイのコメ輸出を支える優位条件として3つの要素（恵まれた農地条件、農民の低い賃金水準、民間主体の取引）を挙げたが、タイの場合、こうした条件が地域間での大きな格差を内包しており、このことが複雑な問題を生んでいる。

タイの地域は4つに区分されるが、この中でバンコクの後背地に位置しチャオプラヤー・デルタを擁する中央部が、最大のコメ生産地かつ輸出向け長粒種の主産地である。中央部は灌漑が普及しているため二期作が通常であり、一部では三期作が行われている。農家世帯当たりの平均農地面積は30.35ライ（約4.9ha、1ライ=0.16ha）とタイでは最大である（第5表）。また、中央部は非農業部門の雇用が発展しており、機械

第5表 タイの農家・農家経済概要(05/06年)

	農家世帯数 (万戸)	農業人口 (万人)	農地面積 (ha/戸)	灌漑利用の* 農家比率(%)
北部	133	365	3.5	34.0
東北部	269	809	3.6	20.7
中央部	88	271	4.9	47.0
南部	89	258	3.6	16.8
全国	578	1,702	3.7	26.3
農家年間経済	世帯純農業 利益(バーツ)	世帯農業外 収入(バーツ)	世帯農業外 支出(バーツ)	世帯純利益 (バーツ)
北部	32,094	57,629	74,759	14,964
東北部	15,341	63,507	62,081	16,767
中央部	73,429	86,424	104,749	55,104
南部	111,935	81,874	124,268	69,541
全国	42,445	68,256	80,510	30,191

資料 ジェトロ(2008)  
原資料 農業経済局  
(注) \*は04/05年度

化, 農作業の受委託が広く浸透している。

これに対して, 東北部はタイ最大の農業人口を抱えるが, 天水依存度が高く, かつ土壌条件が悪いため二期作が困難で単収も低い。また年々の収量変動が激しいこと等から, タイの中で最も農業所得の低い地域である。ここでの稲作は, もち米の割合が高く, 自給的な性格が強いが, 他方で輸向け高級香り米の産地でもある。北部の稲作も東北部と似ているが, 中央部に近い地域では輸出用のコメ生産が行われている。南部はコメの自給ができていないが, 天然ゴム, パーム油, パイナップル, また沿海部ではエビ養殖などの商品作物の導入が進んでおり, 所得の面では最も高い地域である。

地域ごとの農家世帯の年間純農業収入をみると, 中央部でも約20万円(05年平均1バーツ=2.71円)に過ぎず, さらに東北部

は中央部の約1/5, 北部では約1/2と著しい格差がある。特に東北部は出稼ぎなどの農外収入への依存が圧倒的に大きく, しかも地域内での雇用機会が限られていることもあり, バンコクなどへ大量の出稼ぎ労働者を送り出している。

タイの人口は6,575万人(07年)で, 1人当たりのGDPは3,841ドル(07年), ASEANではシンガポール, マレーシアに次ぐ水準で, ベトナムの810ドル, 高成長を続ける中国の2,556ドルと比べても相当高い。マクロ経済の観点ではタイは中進国化しているが, 都市・農村の格差に加え(1人当たりのGDPで農業部門と非農業部門は10倍の格差がある(05年)), 地方間格差も非常に大きいという構造があり, このなかで依然として就業人口の4割近くを占める膨大な農民層の生活水準の改善が政治の焦点となっている。

### 3 タイのコメ政策と価格決定メカニズムの変化

#### (1) 初担保融資制度の変質

タイのコメ政策は歴史的にみると, 戦後55年から80年代前半までは, 政府はライス・プレミアムという輸出税を輸出米に課しており, ある程度プレーキを踏みながら, 国際市場でアメリカとの間でトップの座を競いあっていた。ライス・プレミアムは国内米価を国際価格より低く抑え, 非農業部門の成長を支援するとともに, 財政収入の確保をねらったものだった。

一方で、政府は75年以降、農民の所得改善を目的に、コメ価格の引上げを図る動きも講じてきた。当初は政府機関を通じて農民や精米所から籾を買い上げる方式を取ったが政府の損失が大きいため、政府系の農業・農業協同組合銀行（BAAC）に「籾担保融資制度」（paddy mortgage scheme）を実施させた。この制度は、農家または精米業者が籾米を担保に、政府（実際にはBAAC）から融資を受けるが、ローンの返済義務がないため実質的な価格支持となっている。

しかし、この制度の導入時は、価格支持というよりは輸出促進が主目的であり、支持水準も市場実勢ベースであった。<sup>(注6)</sup>この制度は82年に始まったが、本格的に運用されたのは86年以降であり、同じく86年にはライス・プレミアムが廃止され、コメ政策は輸出促進へシフトした。

このようにタイのコメ政策は全体として

第6表 籾担保融資制度の動き（雨期作米対象分）

年度	参加農家数	買入数量 (トン)	買入金額 (千バーツ)
92	465 774	3 383 324	10 550 210
93	199 956	1 202 718	3 664 220
94	211 409	1 402 931	4 229 400
95	181 999	1 181 259	3 938 743
96	123 870	865 113	2 968 657
97	111 107	786 363	2 938 730
98	116 335	677 278	3 262 777
99	113 062	697 756	3 286 433
00	168 483	1 618 496	8 124 849
01	683 769	6 140 902	32 204 585
02	497 906	5 648 743	28 842 690
03	177 137	2 608 234	12 440 180
04	546 503	5 503 519	44 151 600
05	770 721	7 643 033	59 828 720
06	227 132	3 055 687	21 928 418
07	343 518	4 420 174	56 616 333
08	570 000	6 056 633	65 867 000

資料 USDA「GAIN Report(3/16/2009)」  
 原資料 Bank for Agriculture and Agricultural  
 Cooperatives(BAAC)  
 (注) 08年度は09年3月15日現在。

は、80年半ばに「抑圧から自由化へ」と移行したといえるが、タクシン政権（01～06年）に入ると、農民層の広範な支持を獲得するために、担保融資制度の価格支持機能が強まり、かつ大規模化していった（第6表）。

(注6) 大内・佐伯(1995, p.120-121)は担保融資制度の導入時の目的について、「農家と精米業者が短期の低利融資を受けて収穫期に米を貯蔵し、端境期に米価が上昇したときに販売することを可能とし、理論的には米価の季節変動を緩和」とするとともに、「低利融資によって米の貯蔵費と流通経費が下がる結果、輸出促進効果がある」としている。

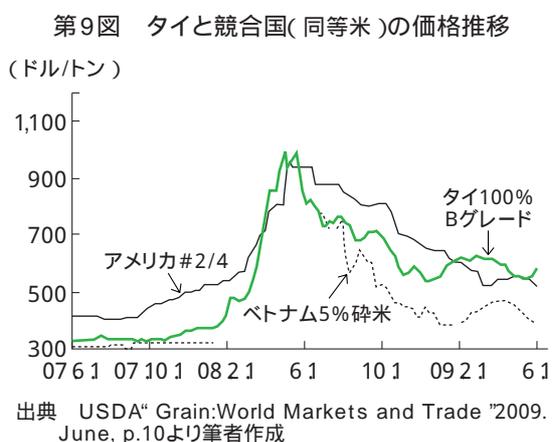
## (2) 支持価格の大幅引上げ

06年6月、クーデタでタクシン政権が崩壊した後、タイの政治情勢は短期間に政権交代が相次ぐ非常に不安定な状態が続いている。これに加え、07～08年にかけて原油、資材価格の高騰が農民の不満を高め、08年のサムック政権以降、担保融資価格が市場実勢を超え政治的に引き上げられるようになった。

融資価格は籾米の種類、等級により異なるが、乾期作100%白米（籾・含水率15%）のトン当たり価格は、05年6,700バーツ、06年7,100バーツ、07年6,600バーツと推移してきたが、08年には14,000バーツへと一挙に引き上げられた。昨年の雨期作米では若干下がって12,000バーツとなったが、これに精米（歩留まり60%）、輸送、選別等のコストを加味したドル換算価格は650ドルに相当する。同等米の輸出価格は昨年末時点で550ドル前後であり、支持価格は内外で逆転する異常な状態となっている。

しかも、タイの輸出価格は同等のベトナム米420ドルと比べると100ドル以上高い。従来、タイとベトナムのコメではタイの方が10～15ドル程度高かったが、この差が一挙に拡大した。ベトナムだけでなく、従来はタイに比べ100ドル以上高かったアメリカ米と比べても、タイ米が17%高いという前例のない状態となった。こうした価格状態は今年に入っても続いており、6月第1週時点でタイは581ドル、アメリカが502ドル、ベトナム410ドルとなっている（第9図）。

タイのコメ価格形成を歪めているもうひとつの大きな要因が、パーボイルド米「特需」の持続である。当初予想されていたインドのバスマティ米以外の輸出再開が、国内の雨不足を理由に遅れていること、またパーボイルド米の主要マーケットであるアフリカおよび中近東諸国の需要が堅調であること、さらにベトナムがパーボイルド米の生産設備をほとんど保有していないといった要因がタイの輸出を押し上げている。パーボイルド米も原料米は通常の長粒種であるため、その調達圧力に連動して白米価



格も高止まる格好となっている。

こうした状況から、タイのコメ輸出は今年に入りパーボイルド米は引き続き好調なものの、白米はベトナムにシェアを奪われ大きく落ち込み、全体としては今年1～5月で前年比30%近い大幅減となっている。

FAOの08年6月の見通しでは、09年の輸出量はタイが1,001 830万トン、ベトナムが475 555万トン、他の主要輸出国ではインド370 400万トン、パキスタン329 405万、アメリカ329 310万トンと小幅な変動であり、全体としてタイの「一人負け」状態となっている。

今後インドがコメ輸出規制を解除した場合、タイの輸出は全体として数量、価格とも大きく落ち込むことは避けられず、一部にタイの輸出量がベトナムを下回ると予想する向きもある。<sup>(注7)</sup>

(注7) 日本経済新聞09年6月26日付

### (3) 輸出価格形成の変化

現アピシット政権は「タクシンの政治」を否定して誕生したが、担保融資制度はむしろ拡充され存続している。不安定な政治社会の状況下で、政権の安定を求めるためには国民の大きな割合を占める農家の支持が不可欠であり、融資価格引下げや買入枠縮小という選択肢は容易に取れない情勢である。

アピシット政権下、08年乾期作コメを対象とする計画(09年3月16日～7月31日)の融資価格は11,800バーツ(粃・含水率15%)と雨期作並みの価格が維持され、これは市

場価格を2割ほど上回る水準である。また買入枠も昨年比で200万トン増枠され、過去最高の600万トンとなった。乾期作の生産は全体で800万トン、このうち500万トンが担保融資制度による買上げとなり、政府の在庫量は700～800万トンに膨れ上がる見込みである（USDA, GAIN Report 09年6月30日）。

担保融資制度の肥大化が進行するなかで、これまでのコメの流通・輸出メカニズムに大きな変化が生じている。タイのコメ流通は市場取引をベースに、生産者・集荷業者・精米業者（ブローカー経由）輸出業者へ流れ、価格形成はこれと逆に輸出価格を起点に農家の庭先価格が決まる構造だった。この構造の中で、これまでは輸出業者は圧倒的な価格決定力を持ち、国内でフリーハンドに近い形でコメの調達が可能であった。

しかし、担保融資制度の拡大によって、生産者・精米業者・政府というルートが大きくなると、政府と精米業者の価格決定力が格段に強くなっている。精米業者はこの制度により買取資金が不要となり、一方で精米加工代、倉庫代が安定的に確保できる。さらに一部の業者は、農家からの買入時の籾含水率の過大算定、また担保の在庫米を期日前に精米し輸出市場に売却し、その後期日までに別途現物を手当てするという不正を繰り返しているという。また、こうした不正には政治家の関与が指摘されている。

他方、当然だが輸出業者は担保融資制度

について強く反発している。彼らはこの制度がタイの強みである市場の自由さを奪い、コメ価格を市場実勢以上に高止まらせ、対外競争力を低下させていると批判する。輸出業者は政策等により市場実勢を上回る価格で調達せざるをえず、しかも量確保のためには政府在庫の放出に依存しなければならなくなっている。

しかし、アピシット政権に入り260万トンの政府在庫入札が行われたが、政府は落札後に財政損失が巨額すぎるとの理由でキャンセルし、以後の入札は遅延している。輸出業者は輸出契約を遵守するためには、タイ全体としては過大な在庫があるにもかかわらず、市場から高値でコメを調達しなくてはならず、マージン縮小につながっている。

#### （4）農民の反応と制度改正に向けた動き

担保融資制度にはさまざまな弊害が明らかになっているが、主なものとしては政府の財政負担が大きい、不正の余地が多い、利用が大規模農家に偏っている、ことの3つが挙げられる。<sup>（注8）</sup>このうち最後の点は、この制度が農民の収入改善を意図したのものにもかかわらず、現実には大多数の零細農家が受ける恩恵はごく限定的であるとの指摘である。

08年雨期作を対象とする担保融資制度の参加者数は、全国で57万戸に過ぎず（前掲第6表）、一戸当たり50万バーツの利用上限額の水準も相当高い。東北部、北部の農家では、そもそも販売余剰はごくわずかで

ある。また、零細農家は少量の精米業者に持ち込み、煩雑な手続きを踏んでBAACから融資を受けるよりは、買取金額が低くても近くの集荷業者や精米業者から直接現金をもらうことを選択する傾向がある。農家は業者から融資、肥料等の前渡しを受け、口頭で業者へのコメの販売を約束することも多い。

この制度の恩恵をもらっているのは、生産性の高い地域の大規模農家であろう。三期作ができる中央部スパンブリー県の農業事務所での聞き取りでは、「精米業者の買取価格が8,000～9,000バーツなので、現行の融資価格12,000バーツは農家にとりいい水準」「だいたい半分が農家の手取りとなるため農民は増産意欲が強い」、しかし「肥料、農薬、地代等が上昇しているので、10,000バーツ以下の価格では農家は苦しい」とみている。同県で60ライのコメ栽培をしているある農家は三期作で、単収はライ当たり約1トンと非常に高い(約6.3トン/ha)。また規模拡大にも積極的で、農家グループを作り200ライ程度の大規模稲作を計画中であった。

稲作農家協会での聞き取りでも「現行の12,000バーツは農家がなんとかやれるレベル。生産コスト7,000バーツ+所得で最低10,000バーツ必要」としている。他方、「この制度が市場メカニズムを歪曲している面もあり、100%支持している訳ではない」とする。融資価格の引下げには、「政府が安価な肥料や、地域に適したよい品種を提供し地域全体に普及させていくことが

重要」とみている。

アピシット政権は、市場価格を上回る担保価格による市場介入は今年度でやめ、今後は最低価格保証制度との併用を導入する方針を打ち出している。この制度は価格が一定水準を下回った場合、農家に生じる損失を保険でカバーするもので、保険料は国が部分負担するとしている。しかし、担保融資制度の変更や融資価格の引下げには農民の強い反発があり、また最低価格保証制度についても保証水準をどうするかという問題がある。政治の不透明な状況が続くなかで、コメの価格支持をめぐることは今後もさまざまな混乱が予想される。

(注8) 国内米価の上昇で周辺国からタイへのコメ流入が増加している。2010年からAFTAの自由貿易スキームによりコメへの関税がゼロとなるため、今後一層流入が増大し、品質が維持できなくなるとの懸念がある。

## まとめ

### 変貌する市場構造と

### 「競争から協調」に向けた動き

昨年来、コメの国際市場は、90年代以降の「安価で安定的」にみえた構造が反転し、再び「薄くて、限界的で、変動の激しい」市場へと向かう兆しが生まれているようにみえる。世界2位、3位のコメ輸出国であるベトナム、インドが自国供給を優先するために輸出規制を実施し、また輸出規制を実施しなかったタイでも国内価格支持への対応などによって、輸出供給の柔軟性、弾力性が後退する事態が起きている。こうし

た主要輸出国における変化は、輸入国に「安価で安定的」な輸入システムは「幻想」であり、コメ自給の必要性を再認識させる契機になるのではないだろうか。<sup>(注9)</sup>

コメの主要輸出国は、タイを除けば基本的に「国内の余剰米」を輸出しており、自国の需給次第で輸出規制を今後も行おう。かたや、輸入国も一部を除けば、主食であるコメは自給が原則で不足分のみを輸入する構造である。コメの国際市場に内在する根幹的な問題として、こうした不安定な需給によって形成される国際価格を起点に生産者価格が決定され、零細農がその条件に対応できる範囲で輸出供給力が形成される構造にある。

いわば農民の貧困が、コメ国際市場の成長の「土壌」であるという構造は、不安定で長期的に持続可能なものとはならないだろう。<sup>(注10)</sup> タイ、ベトナムを追う形で、ミャンマーやカンボジア等が新興の輸出大国となることで、国際市場は再び成長の契機をつかむ可能性は長期的にはあり得ようが、その場合でも農民の貧困を土壌にした市場構造の「玉突き」に過ぎないだろう。

タイのような大輸出国においても、農民が変動の激しい国際価格に対応してコメ生産で生計を立てていくのは難しくなっている。しかも、農村には膨大な零細農民が生活しており、近い将来、非農業部門でのフォーマルな雇用を得る可能性も乏しい。タイは経済的には中進国化しながらも就業人口比で40%が農業に従事しており(07年)、<sup>きんてん</sup>公的な支援が広く均霑していくには、農民

層が大き過ぎる現実がある。

こうしたなかで、農民の生活水準を長期的に引き上げるためには、時間がかかるだろうが、農協のような地域に根ざした協同組織の育成が不可欠だと思われる。しかし、タイの農民は、フロンティア農民に近い性格を持ち、地域共同体的な結びつきの基盤ができていく歴史的背景がある。政府支援にかかわらず、農民組織の存在はいまのところ極めて脆弱である。しかし、たとえ前途は困難であっても農民自らの手で、環境や地域社会と調和できる生産・販売組織を作り、暮らしをよくしていくしか道はないのではなからうか。こうした取組みをさまざまなレベルの協力を通じ支援していくことが、安定的なコメの国際市場の形成にもつながらう。

そのためには各国ごとの協力関係が必要なのと同時に、二国間、またアジア域内、さらには国際的な協調関係の構築が不可欠である。タイ、ベトナムの間には、コメに関して政府間、業界団体、農家のレベルでの協調に向けた協議が02年以降継続されている。協議の内容は、主に生産および生産技術情報の交換であるが、将来は協力関係を地理的に広げるとともに、農民が安心してコメ作りができる経済社会の構築が中心目標に位置づけられてくることを期待したい。

(注9) 短期的には、インドがいつ非バスマティ米に対する輸出禁止措置を解除するかが、国際市場の焦点である。インドの輸出再開は、主要輸出国間に新たな軋轢をもたらす契機となる可能性が高い。

(注10) 輸出の持続性について環境、生態面からの制約も非常に強まっている。例えば、ADB報告書「The Economics of Climate Change in Southeast Asia: A Regional Review」(April 2009)は、東南アジアは気候変動の影響を受けやすい地域であり、地球温暖化に伴う気温上昇、降雨量の減少、海面上昇等々の影響から、コメの収量が1990年時点に比べ2100年までに50%減少するおそれがあると予測している。

東南アジアのなかでは、ベトナム・メコンデルタはほぼ全域が海拔標高0～2.0mの平坦地であるだけに、わずかな海面上昇でも内陸深奥部まで海水が浸透し農業生産に大きな被害を与える危険があるとみられる。

<参考文献>

- ・伊東正一(2007)「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」  
<http://worldfood.apionet.or.jp/simpo/07MarchPapers/9.pdf> 09年6月アクセス
- ・大内力・佐伯尚美編(1995)『揺れ動く世界の米需給』家の光協会
- ・岡江恭史(2007)「WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況」『FTA・WTO体制下のアジアの農業、食品産業と貿易』  
<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/kousyo4-6.pdf> 09年5月アクセス
- ・小澤健二・手塚真・立岩寿一・菅沼圭輔(2002)「1990年代後半以降のタイの米輸出動向 - 輸出競争力を支える諸条件、米の国際市場動向などに関連させて - 」『先物取引研究』第7巻第1号No.11, 日本商品先物振興協会
- ・小澤健二(2004a)『コメの国際市場』, 新潟日報事業社
- ・小澤健二(2004b)「1990年代後半以降のベトナムの米輸出動向とその特質 米の国際市場構造, 米の先物取引の可能性などに関連させて」『先物取引研究』第9巻第1号No.13, 日本商品先物振興協会
- ・坂田正三(2003)「ベトナムのコメ流通 流通構造からみたドイモイの再評価」高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』, アジア経済研究所
- ・ジェットロ(2008)『タイの農業政策, 農業の現状と周辺国を巡る動き』
- ・室屋有宏(1996)「タイの食料輸出の担い手構造 アグリビジネスの行動と日本の役割を中心に」『農林金融』9月号
- ・室屋有宏(2004)「タイ東北部における農民のリスク分散行動 コンケン市近郊2農村の事例」『調査と情報』9月号
- ・Concepción Calpe(2004)“International Trade in Rice, Recent Developments and Prospects”  
[http://www.fao.org/es/esc/common/ecg/79/en/Japan\\_04\\_paper\\_last.pdf](http://www.fao.org/es/esc/common/ecg/79/en/Japan_04_paper_last.pdf) 09年5月アクセス
- ・Institute of Policy and Strategy for Agriculture and Rural Development, MARD(2009) *Vietnam Rice Sector 2008 and Outlook for 2009*
- ・OMIC(2008) OMIC Report 2007, Rice Situation in Thailand

(むろや ありひろ)



## ヨーロッパ協同組合法の制定とその影響

常任顧問 田中久義

### 目次

はじめに	(1) 基本的枠組み
1 ヨーロッパ協同組合法制定の背景	(2) SCE法の主要点
(1) 共通会社法の制定	3 法制定がもたらしたもの
(2) 協同組合モデルの深化	(1) 域内各国への影響
2 SCE法の概要	(2) わが国の農協制度とのかかわり
	おわりに

### 〔要 旨〕

- 1 06年8月に発効したヨ - ロッパ協同組合(SCE)法は、EU域内で国境を越えて活動する協同組合を実現した。これにより共通会社法であるSE法とともに、二大経済主体についての共通制度化が完了した。
- 2 SCE法は制定までに20有余年を要した。この促進要因は、SE法が先に成立したため競争上協同組合についての枠組みづくりも急がれたこと、そして協同組合のモデル化とその深化がすすみ、多様ななかでも協同組合のあり方が収斂しつつあったこと、があげられる。
- 3 SCE法が示した協同組合の姿は、モデルとしては企業家的モデルに属すとみられる。そこには投資組合員制度など企業的な仕組みが取り入れられているとともに、目的に組合員の社会的活動の発展も組み込まれている。
- 4 SCE法により、ヨーロッパの協同組合はSCEと各国の国内法による協同組合が並立する形となる。このような国内法制との兼ね合いもあってSCE法では定款自治が重視されており、そのありようは今後のわが国協同組合法制にも一石を投じている。
- 5 経済・社会の急激な変化への立法技術的な対応策としても定款自治は有効であり、わが国法制にも、より柔軟な導入が望まれる。

## はじめに

2003年7月「ヨーロッパ協同組合（SCE）法に関するEU理事会規則」が採択され、06年8月に発効した。

この規則の前文には、1983年4月以降、欧州議会において協同組合法制の一本化についての決議が積み重ねられたことが記されており、これだけを見てもSCE法が採択されるまでに20年もの年月を要している。それだけにSCE法の成立は協同組合にとって、まさにひとつの画期であった。

このような協同組合の制度やあり方の変化は、EUに限られた動きではなく、アメリカで新世代農協など新たな協同組合の展開がみられているほか、わが国においても金融面から協同組織のあり方の見直しが論議されているなど、世界的な動きでもある。それだけに、協同組織の一員である系統農協もこれらの動向に無関心ではいられない。本稿は、そのような観点からSCE法の概要を紹介するものである。

なお、本稿執筆にあたって参照した規則の原文がEU官報に掲載された英語版であること、および、同時に定められた「従業員の経営参加に関する規則」との関連を割愛していることをお断りしておきたい。

## 1 ヨーロッパ協同組合法制定の背景

### （1）共通会社法の制定

EUは1993年11月1日のマーストリヒト条約の発効によって誕生した。その目的のひとつは、国境のない地域の創設、および経済通貨統合の設立を通じて経済的・社会的発展を促進することである。それを実現するため、加盟国の国家主権の一部を超国家機構に移譲し、加盟国の政治的・経済的な統合をすすめていくことを目標に掲げている。

具体的な取組みのひとつが共通市場の創設であり、そのためにも経済の担い手である企業体についての法制を共通化する必要があった。このような事情から、1970年代以降、会社法や協同組合法を共通化するための提言が、関係団体などによって何度となく行われていた。

しかし、会社や協同組合は、単に経済活動を行うだけではなく、社会的な役割をも果たしている。そしてその度合いは国によって異なり、それが制度の違いにも反映していた。このような事情もあって、制度の共通化に長い年月を要したのである。

まず共通化が実現したのは会社法であった。ヨーロッパ会社法（以下「SE法」という）がそれである。SE法は規則として採択されたが、ここでいう「規則」とは、EU加盟国の国内法化の手続きを経ることなく直接適用される法形式である。

SE法の特徴として次の点が指摘されている。

第一は自然人による設立が想定されていないことである。

SEの設立方法は4種類あるとされているが、それらは会社の合併、転換などによる設立であり、自然人による設立は各加盟国の国内法に委ねられている。このことは国内法に基づく会社とSEが並存することを意味しており、各国の法制を尊重する考え方の表れでもあるとされている。

第二は定款自治に委ねられている点が多いことである。

たとえば、ガバナンスについては、執行機関と監督機関とを分離している2層構造を採用する国と単層構造を採用する国とに分かれているが、これについては定款で定めることとされた。基本論を回避した折衷方式とみえなくもないが、各国の制度の沿革や考え方を尊重したともいえ、このような柔軟性がSE法規則の採択に貢献したと解されている。

## (2) 協同組合モデルの深化

ヨーロッパでは、資本をベースとした企業体である会社でさえ多様であったため、EU共通法としてのSE法も成立までには長い時間を要した。人のつながりをベースとする協同組合は一層多様であり、その共通化は困難を極めたが、SE法の成立がそれを促進する役割を果たした。

これとともにSCE法の成立を促進した要因と考えられるのは、協同組合のモデル化

がすすみ、新たな協同組合モデルが確立しつつあったことである。たとえば農林中金総合研究所の海外協同組合研究会が翻訳した、「21世紀への展望」という副題をもつ『EUの農協』では、「対抗力的協同組合」と「企業家的協同組合（新世代農協）」という2つのモデルが示されている。

対抗力的協同組合は伝統的な協同組合のあり方であり、「集まって強くなる」という考え方のもと、農民をはじめ社会的弱者が協同組合に結集することによって、市場支配力を獲得しようとするものである。このような農協は各国で数多くみられ、現在でも農協の主流をなす協同組合群である。

もうひとつのモデルである「企業家的協同組合（新世代農協）」は、グローバルな市場で効率的に競争することを可能にするため、資本主義的な組織構造や経営手法を採用した会社形態へ接近したモデルである。これはアメリカで発達した一群の協同組合を範としている。

いくつかの例をあげれば、利用を前提としない出資制度である投資組合員制度、業務機能をアウトソーシングした子会社をもつ持株協同組合化、そして特に連合組織で顕著な株式会社組織の採用などである。このように新世代農協は、組合員制度や組織形態、そして組織や事業運営の考え方において伝統的協同組合とはかなり異なる。

さらに、『EUの農協』で取り上げられていないもうひとつのタイプの協同組合モデルに、「社会的な目的を追求する協同組合」がある。社会的協同組合は、社会福祉・保

険サービス，教育サービス，労働市場で不利な立場にある人々に雇用の場を提供するなど，いわゆる社会的経済の分野で設立がすすめられている。この種の協同組合の特徴は，経済活動でのニッチ分野に特化していることであり，規模の利益は追求されない。

以上のような協同組合のモデル化の進展は，多様な協同組合のあり方が収斂していることを示しており，それだけ共通モデルとしてのSCEを提示する土俵が作られつつあったと考えることができる。とすれば，このことがSE法に次いでSCE法の制定の実現を後押ししたことは間違いない。

## 2 SCE法の概要

### (1) 基本的枠組み

SCE法は，前文をはじめとして9章で構成され，全80か条からなる。

前文は20項からなる長いものであるが，そのうち前6項は，協同組合法制定の必要性とこれまでの経緯が記されている。続く4項では，一般論としての協同組合概念とSCEの大枠が示されている。そして，残りの項でSCE法制定の必要性，および，国内法や他のEU規則との関連性が整理されている。

このようなSCE(法)の基本的性格や考え方が示されている前文の概要は次のとおりである。

### a 前提としての協同組合像

まず，SCEの前提ともいうべき協同組合像は，次のように整理されている。

協同組合は，他の経済主体とは異なる運営原則に従っている，自然人または法人による社会の基本的な単位（集団）のひとつであり，この運営原則には，公平を基本とする民主的な組織と運営，そして公平な基準による純利益の分配が含まれる（前文第7項）。

これらの原則は，組合員資格，脱退・除名に示されている個人優先の原則に明確に含まれており，これが一人一票原則，投票権の個人帰属などに反映されている（同第8項）。

協同組合は出資金をもち，組合員は個人または企業である。これらの組合員は消費者，被雇用者，そして取引者のすべてまたは一部であり，この意味で連合組織もまた協同組合である。そして，このような組合員のほか，事業を利用しない一定割合の投資組合員や員外利用が，制度として認められている（同第9項）。

ここで注目しておきたいのは，SCEの前提となる協同組合像に，投資組合員が明示されていることである。このことは，先の協同組合モデルでいう企業家的モデルが前提とされていることを示唆している。しかし，(2)のcで述べるとおり，この組合員制度がEU各国の制度で必ずしも主流ではなかったことに留意する必要がある。このことだけでもSCEが企業家的モデルに属す

ることが明らかではあるが、これは次の枠組みでも確認することができる。

#### b SCEの枠組み

SCEの枠組みはおよそ次のようである。

SCEの基本的目的は、組合員のニーズの充足、または、組合員の経済やその社会的活動を発展させることである。

SCEの事業は、組合員が参加の程度に応じてSCEの活動から便益を受けることができるよう、相互扶助の方法によって運営されなければならない。

SCEの組合員は、消費者、被雇用者、取引者などの事業活動に関与する者でなければならない。

SCEの管理運営権は、加重投票権を認める場合であっても、組合員に等しく帰属させなければならない。

貸出金、出資金に対する利子は制限されなければならない。

利益は、SCEとの取引に応じて配分されるか、組合員のニーズを満たすために留保されなければならない。

SCEの組合員資格には恣意的な制限があってはならない。

純資産および積立金は、同様の目的をもつ同種の協同組合か、公共の利益を追求することを目的とする他種の協同組合に分配されなければならない（利害関係のない配分の原則）。

ここで留意しておきたいのは、目的に「組合員の社会的活動の発展」が入っている

こと、および、加重投票権など多様な組合員が想定されていることなどであるが、これらについて後に取り上げることとし、次にSCE法の主要規定を紹介することにした。

#### (2) SCE法の主要点

##### a 法的地位

SCEは、SCE法に従って設立される法人格をもつ協同組合である。SCEの資本金は出資金でなければならず、組合員数と資本金は変動可能である。

出資者の責任は、定款に別の定めがない限り出資額を上限としており、この場合にはSCEの名称の末尾に「有限」の文字を付けなければならない。また、SCEは、定款に別の定めがなければ、その事業の便益を非組合員にまで広げることができず、事業へ参画させることもできない（第1条）。

##### b 設立

SCEの設立は、2か国以上に居住する5人以上の自然人、5（人）以上の自然人と会社またはその他の法人によって行われる。これ以外には、加盟国の法律によって設立された協同組合の合併（法第2章第2節）や組織転換（同第3節）によっても設立することができる（第2条）。

自然人による設立を規定していることは、人的結合体である協同組合としては当然であるように思われる。しかし、先に述べたとおり、会社法であるSE法が合併などの企業統合だけを設立方法としているこ

とからすれば、SCE法の特徴のひとつといえる。

設立時の出資金の最低額は3万ユーロである。また、SCEは、SCEを脱退する組合員の出資を払い戻す結果として下回ることができない払込済出資金の額、すなわち「最低資本金額」を定款に定めなければならない。この規定が示すとおり、SCEの資本金は組合員の加入・脱退や、出資の引受け・払戻しによって変動する（第3条、第16条）とともに、下限が設けられている。

SCEの出資は、普通出資のほか、数種類の出資証券の発行が可能であり、剰余金の分配に関してこれらの出資ごとに異なる権利を付与することもできる。

#### c 組合員制度

複数の出資形態が認められていることに関連で注目されるのが、組合員制度である。SCE法では、主たる事務所をおく国の法律が認めている場合であって、定款に定めれば、「SCEの商品・サービスを利用・生産することが期待されない者」も組合員にすることができる（第14条）。これが投資（非利用）組合員制度である。

この組合員はSCEの事業を利用せず単に出資するだけであり、いわば配当を期待した投資家が想定されている。ちなみに、ある調査結果によれば、EU各国のうち、用語の違いは別として投資組合員のような非利用組合員制度をもつ国はスペイン、フランス、イタリアなど8か国あり、逆にこの制度を否定しているのはギリシャ、アイル

ランド、ルクセンブルグ、オランダの4か国である。

このようななかでドイツは、協同組合の目的への社会性の導入とともに、投資組合員制度には強硬に反対したと伝えられている。しかし、最終的にドイツは譲歩し、2006年には国内法を改正してこれらの制度を導入した。

#### d SCEの構造

SCEの機関は、総会と、監督機関と経営機関、または執行機関のいずれかである。監督機関と経営機関をおくものが二層式、執行機関のみをおくものが単層式であり、いずれを採るかを定款で定めなければならないとしており、これはSE法と同様の規定ぶりである（第36条）。

二層式はいわばドイツ型のガバナンス構造であり、経営機関の構成員は監督機関によって任命・解任され、SCEの経営に責任を負うとともに、取引や訴訟においてSCEを代表する。経営機関の構成員数や議決要件は定款で定められなければならない（第37条）。

次に監督機関は、経営機関の職務執行を監督する役割にあり、その構成員は総会で選・解任される。監督機関の構成員数と議決要件は定款で定められなければならないが、構成員数の四分の一未満であれば、非利用組合員も監督機関の構成員になることができる（第39条）。

同一人が両機関の構成員となることは禁止されており、経営機関は監督機関に対し

て定期的にSCEの事業実施状況と見通しを報告しなければならない。また、監督機関は経営機関に対する調査権をもち、提出された情報を検証する権限が与えられている。

単層式の機関は執行機関である。その構成員は総会で選任され、SCEを代表して事業の執行にあたる。この構成員はSCEの事業などにかかる情報についての調査権をもっている。

これら2つの方式の機関については、任期が6年以内であること、再任を妨げないことのほか、代表権の定め方、総会からの授権行為、守秘義務、機関の運営原則が共通事項として定められている（第50条）。

#### e 議決権

議決権は保有する出資口数にかかわらず一人一票が基本である。ただし、国内法が認めている場合で、定款で定める場合には、事業への参加度合に応じて、一人五票か議決権総数の30%のどちらか低い方を超えない範囲で複数議決権を認めている。また、金融や保険事業を営むSCEも同様に一人五票か総議決件数の20%のどちらか低い方を超えない範囲で認められている。

さらに、投資（非利用）組合員の議決権については、主たる事務所のある国の法律が適用されるが、その場合であっても総議決権数の25%を上回ることはできない（第59条）。

#### f 剰余金処分

剰余金の処分方法は基本的に定款に委ねられているが、法定準備金は、設立時の最低出資金額である3万ユーロに達するまでは、毎年の剰余金の15%を積み立てなければならない（第65条）。また、配当するかどうかも定款で定めることができる。

剰余金の処分に関連して、協同組合の非営利性を担保する仕組みであるとされる残余財産請求権についてのSCEの規定を確認しておきたい。第75条によれば、SCEの（全債務と組合員の出資返済後の）純資産は、利害関係なき配分の原則に従って分配されるか、国内法で認められている場合で定款に別の定めがある場合にはそれに従うこととされている。この結果、フランスなどでみられるように残余財産を同種の協同組合や連合会または地方公共団体に帰属させることも、別の方法としては組合員に帰属させることも、制度上は可能である。

### 3 法制定がもたらしたもの

#### (1) 域内諸国への影響

域内諸国の協同組合制度の多様さなどを反映して、成立までに長い期間を要したSCE法が示す協同組合の姿が、妥協の産物であることは間違いない。各国が大なり小なり国内法制との調整という痛みを分かちあう必要があったであろうし、EU規則の制定が一種の外交交渉である以上、妥協は避けられないことであろう。

SCE法の性格に関するひとつの論点は、

共通協同組合法なのかどうか、である。わが国においても学会を中心に共通協同組合法の制定の必要性が指摘されていることもあって、SCE法の成立をもってヨーロッパの共通協同組合法が制定されたという見方がある。

しかし、SCE法に基づく協同組合だけがヨーロッパの協同組合であるわけでは必ずしもない。というのは、SCE法制定後も各国の協同組合法制が維持され、それに基づいて既に設立されている協同組合は今後とも存続することができ、新設も可能だからである。このように制度が並存するという意味で、SCE法は共通法ではない。

一方、国内法にSCE法と異なる仕組みを残すことが可能であるとしても、実態としてはSCE制度に収斂する方向に向かうという見解をとる研究者も多い。制度が並存するのではなく、競争するという見方である。その理由としてあげられているのは、国境を接する国が多いヨーロッパでは、これまでも国が異なるとはいえ地理的に隣接する農協への加入や利用が議論されてきたことがある。これに加え、共通市場化によって協同組合も他国の市場にアクセスする機会が増加し、そのために資本調達容易化が必要となったことを強調する意見も多い。

このような見方を裏付けるように、ドイツをはじめとして、国内法を改正してSCE法の規定を取り入れた国は多い。この意味でSCE法が協同組合法制を共通化する契機となる可能性をもっていることは否定でき

ない。これを明らかにするためにはSCEの設立実績や実態をさらに分析する必要がある、今後の課題としたい。

## (2) わが国の農協制度とのかかわり

わが国の協同組合では、事業を利用するために出資して組合員になる、と理解するのが通常である。それだけにSCE法が「投資（非利用）組合員」制度を採用したことに違和感を覚える向きもあろう。

投資組合員制度のない国の協同組合は、それをもつ国の協同組合に比べて資本調達の容易性で劣ることになる。そのため、資本の強化が必要な協同組合は、本店を移転してでもこの制度を使おうとするであろう。この結果として制度が収斂する可能性があり、これが制度の競争である。

現在のわが国の農協制度に投資組合員に該当する制度はない。したがって、SCE法やドイツの動きは、このような制度導入についての問題を提起しているようにみえる。

しかし、この問題はわが国の農協制度にとって必ずしも新しいものではない。その理由は准組合員制度にある。たとえば、金融事業を利用するために准組合員になる地域住民がいるという事実がある。このような准組合員は投資組合員につながる可能性をもっており、問題は実態がその方向に動くかであろう。

これへの現時点での答えは、制度上はともかく実態上はその方向にない、ということであろう。投資組合員制度と同じ役割を

果たす准組合員を想定できるとしても、実際上はその出資は低位に抑えられているからである。

そうであるとしても、准組合員制度が、新たな制度問題を飲み込むほどの弾力性をもった制度であることは事実であり、今後の制度検討の重要な要素となることは否定できない。

## おわりに

最後に、以上のようなSCE法をめぐる動きが提起していると思われる、わが国の農協制度を考えるうえでの論点を指摘しておきたい。

第一は、社会性という協同組合の目的についてである。

SCE法は協同組合の目的に、組合員の経済の発展だけでなく、組合員の社会的活動の発展にも寄与するとしている。このような目的規定とした背景には、いわゆる社会的経済についての理解が高まっていることがあろうが、頑強に導入に抵抗したといわれるドイツが受け入れた経緯を明らかにすることとともに、協同組合の目的に社会性を導入することが、地縁性を重視しているわが国の農協制度でも検討課題となる。

第二は、定款自治が重視されていることである。

このような定款自治の拡大には次のような背景があるように思われる。ひとつは、

会計科目の定義や仕分けの仕方といった、いわば会計技術が、協同組合を含めた企業体の経営そのものを左右する要因となっていることである。会計という技術の変化はめまぐるしいものであり、その速さは制度化になじみにくくなっている。もうひとつは、各国の法制度に橋をかけるというSCE法の性格上、定款自治が利用されているという側面である。

このようにみると、SCE法をめぐるEU各国の対応から得られるわが国の農協制度を考える際の示唆のひとつは、どのような事項について、どの程度の定款自治が認められるべきかであろう。環境変化に対応しうる制度の柔軟性を確保するためには、わが国の協同組合法制にも定款自治の拡大が必要である。

(本稿は(株)農林中金総合研究所内の海外協同組合研究会で報告・議論されたことをベースとして取りまとめたものである。)

### <参考文献>

- 1 大崎貞和(2003)「EUにおける会社法改革の行動計画」『資本市場クォーターリー』夏号
- 2 小楠湊監訳、農林中金総合研究所海外農協研究会訳(2000)『EUの農協 - 21世紀への展望 - 』家の光協会、2月
- 3 多木誠一郎(2006)「ヨーロッパ協同組合法規則に関する覚書」小樽商科大学各術成果コレクションBarrel、3月
- 4 農林中金総合研究所(2007)「EUにおける協同組合の動向」『総研レポート』18調一No.15
- 5 “COUNCIL REGULATION (EC) No 1435/2003 of 22 July 2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE)” Official Journal of the European Union 2003.18.8.

(たなか ひさよし)

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(59)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(59)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(59)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(60)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(60)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(60)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(62)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(62)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(63)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(64)

### 特別掲載 (2009年3月末数値)

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(65)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(66)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(67)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(68)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3233)7746

FAX 03(3233)7794

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし  
「...」数字未詳 「 」負数または減少  
「\*」訂正数字

## 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2004. 5	38,980,966	5,142,263	14,028,011	2,164,127	32,882,042	16,400,655	6,704,416	58,151,240
2005. 5	40,259,575	4,681,833	14,380,014	1,477,822	36,459,804	14,849,428	6,534,368	59,321,422
2006. 5	38,351,743	4,782,335	21,371,726	379,202	43,833,810	10,835,143	9,457,649	64,505,804
2007. 5	39,481,476	4,536,874	21,449,300	486,580	42,187,090	12,862,762	9,931,218	65,467,650
2008. 5	39,523,265	4,900,143	15,976,560	893,679	38,169,637	9,015,159	12,321,493	60,399,968
2008. 12	37,146,683	5,131,502	16,325,498	3,619,532	36,078,979	9,466,736	9,438,436	58,603,683
2009. 1	37,379,516	5,176,548	15,667,082	2,770,824	36,663,980	9,699,215	9,089,127	58,223,146
2	38,560,404	5,219,717	19,149,106	3,077,530	40,153,251	10,379,042	9,319,404	62,929,227
3	37,327,269	5,255,031	18,640,726	1,851,473	39,534,480	10,677,799	9,159,274	61,223,026
4	38,002,068	5,285,214	23,559,143	3,867,460	44,043,650	9,588,965	9,346,350	66,846,425
5	37,610,850	5,316,583	23,849,286	3,607,251	45,111,723	8,910,900	9,146,845	66,776,719

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

## 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2009年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	30,435,517	-	525,482	638	107,076	-	31,068,713
水産団体	1,130,255	-	73,971	3	4,361	-	1,208,591
森林団体	8,994	13	6,863	44	85	-	16,000
その他会員	745	-	1,297	-	-	-	2,042
会員計	31,575,511	13	607,614	685	111,522	-	32,295,345
会員以外の者計	540,715	41,702	319,259	84,283	4,319,189	10,358	5,315,506
<b>合計</b>	<b>32,116,226</b>	<b>41,715</b>	<b>926,873</b>	<b>84,968</b>	<b>4,430,711</b>	<b>10,358</b>	<b>37,610,851</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 353,406百万円。

## 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2009年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	54,831	4,400	97,648	0	156,879
	開拓団体	207	18	-	-	225
	水産団体	15,034	4,024	9,306	36	28,400
	森林団体	2,694	6,323	1,605	30	10,653
	その他会員	20	219	40	-	279
	会員小計	72,786	14,984	108,599	66	196,436
	その他系統団体等小計	131,182	27,396	34,903	88	193,569
計	203,968	42,380	143,502	154	390,005	
関連産業	2,096,884	41,950	1,526,182	9,206	3,674,223	
その他	4,666,523	6,883	173,269	0	4,846,672	
<b>合計</b>	<b>6,967,375</b>	<b>91,213</b>	<b>1,842,953</b>	<b>9,360</b>	<b>8,910,900</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2008. 12	4,847,374	32,299,309	37,146,683	2,600	5,131,502
2009. 1	5,431,305	31,948,211	37,379,516	5,590	5,176,548
2	6,731,580	31,828,824	38,560,404	3,200	5,219,717
3	5,660,408	31,666,861	37,327,269	-	5,255,031
4	6,125,465	31,876,603	38,002,068	-	5,285,214
5	5,489,330	32,121,520	37,610,850	6,100	5,316,583
2008. 5	6,030,988	33,492,277	39,523,265	9,700	4,900,143

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2008. 12	66,129	3,553,403	36,078,979	13,158,149	25,666	-	97,474
2009. 1	74,165	2,696,659	36,663,980	14,247,460	10,665	-	99,744
2	82,498	2,995,031	40,153,251	14,328,706	11,707	-	102,524
3	94,010	1,757,463	39,534,480	14,115,853	10,651	-	100,651
4	91,325	3,776,134	44,043,650	14,270,942	19,623	-	94,457
5	110,799	3,496,452	45,111,723	14,450,410	10,627	-	91,213
2008. 5	80,223	813,456	38,169,637	8,980,935	29,346	-	102,454

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
計	う ち 定 期 性				
2008. 12	51,666,522	49,670,346	355,412	363,287	1,346,530
2009. 1	51,285,203	49,627,688	456,255	363,287	1,348,202
2	51,538,775	49,662,361	470,665	413,288	1,398,610
3	50,891,675	49,209,955	426,152	518,785	1,446,606
4	51,167,413	49,343,932	532,111	518,860	1,456,737
5	51,064,933	49,469,459	636,889	518,859	1,457,299
2008. 5	50,985,558	49,577,195	657,359	307,742	1,305,506

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。  
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

## 6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2008. 11	24,900,231	58,309,362	83,209,593	562,911	392,380
12	25,153,066	58,761,983	83,915,049	530,550	364,862
2009. 1	24,673,785	58,687,695	83,361,480	541,734	376,809
2	25,187,959	58,528,209	83,716,168	547,105	381,548
3	25,164,889	58,144,727	83,309,616	548,384	381,333
4	25,491,064	58,233,813	83,724,877	551,788	384,673
2008. 4	25,142,660	57,191,941	82,334,601	557,826	391,292

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
540,000	5,103,084	2,040,833	8,638,981	58,603,683
738,000	4,435,751	2,040,833	8,446,908	58,223,146
664,000	4,709,636	2,040,833	11,731,437	62,929,227
510,000	4,077,454	3,421,370	10,631,902	61,223,026
587,000	4,512,575	3,421,370	15,038,198	66,846,425
774,000	4,160,948	3,421,370	15,486,868	66,776,719
1,164,389	4,167,473	2,016,033	8,618,965	60,399,968

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
7,103,284	2,250,405	15,571	9,466,736	1,849,570	7,563,200	58,603,683
7,457,613	2,127,464	14,392	9,699,215	1,874,635	7,203,827	58,223,146
8,152,960	2,108,406	15,150	10,379,042	1,545,163	7,762,535	62,929,227
8,572,340	1,994,497	10,309	10,677,799	1,155,692	7,992,931	61,223,026
7,584,548	1,900,285	9,674	9,588,965	1,498,312	7,828,416	66,846,425
6,967,374	1,842,952	9,359	8,910,900	1,793,332	7,342,886	66,776,719
7,197,978	1,699,531	15,194	9,015,159	2,256,725	10,035,422	60,399,968

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
107,947	29,762,103	29,615,210	0	407,180	16,466,814	6,902,516	1,292,097
71,364	29,362,818	29,233,018	15,000	409,544	16,640,250	6,966,461	1,282,534
77,161	29,723,098	29,599,011	0	406,244	16,706,720	6,938,923	1,266,582
68,810	27,877,320	27,743,057	0	332,760	16,378,012	7,199,801	1,557,849
83,102	28,254,405	28,130,333	0	409,318	16,863,306	7,117,804	1,557,789
61,395	28,178,666	28,057,549	20,000	403,945	17,073,319	7,106,512	1,540,569
47,260	29,283,051	29,133,354	0	411,725	17,052,269	6,516,922	1,299,859

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
381,801	56,728,164	56,465,376	4,839,272	1,566,452	22,890,911	281,746	762
438,251	57,366,799	57,092,053	4,781,574	1,489,969	22,826,722	273,121	759
377,880	56,779,192	56,524,197	4,850,007	1,518,527	22,813,877	271,471	758
363,936	57,023,868	56,770,570	4,868,220	1,518,568	22,903,072	269,667	757
371,951	56,166,190	55,913,584	4,823,443	1,505,994	23,512,603	270,416	751
397,686	56,502,002	56,260,212	4,916,703	1,575,801	23,463,148	270,757	741
414,141	56,859,961	56,606,622	4,501,021	1,505,036	22,328,021	275,424	795

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2009. 2	2,033,224	1,375,574	3,543	54,469	13,249	1,292,711	1,265,670	169,162	592,460	
3	2,025,547	1,353,206	3,483	55,193	14,808	1,272,230	1,239,884	168,359	596,985	
4	1,998,591	1,352,805	3,541	55,182	14,285	1,245,035	1,219,003	166,277	598,947	
5	1,995,708	1,351,126	3,541	55,166	13,977	1,237,962	1,211,583	165,854	604,465	
2008. 5	1,997,290	1,361,679	3,652	54,221	13,954	1,247,849	1,219,921	155,774	617,225	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2008. 12	915,455	517,470	158,545	120,627	119,492	7,920	875,948	862,113	6,780	226,971	7,563	170	
2009. 1	893,330	513,760	158,667	120,414	117,027	7,867	857,565	845,410	6,726	225,894	7,599	170	
2	891,393	510,939	158,207	120,341	119,305	6,945	856,391	845,317	5,228	224,254	8,815	169	
3	899,370	510,530	156,947	117,703	118,293	8,737	860,257	848,982	5,228	223,378	8,089	168	
2008. 3	908,752	516,467	174,611	129,699	119,232	8,159	862,657	848,028	6,909	239,755	8,144	174	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。





# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2009年3月末現在

(単位 百万円)

都府県別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,177,500	69,241	854,012	842,285	508,907	598,252
青森	290,376	5,190	259,116	259,098	3,554	16,040
岩手	541,976	15,464	283,444	283,165	123,395	150,086
茨城	1,061,564	22,879	498,918	495,250	342,667	216,043
群馬	1,049,111	17,482	691,453	686,160	252,806	91,913
埼玉県	2,489,369	76,612	1,416,463	1,414,592	780,833	285,422
千葉県	1,360,543	67,942	1,315,873	1,314,927	0	68,321
東京都	2,067,894	39,518	1,158,117	1,149,062	764,074	156,985
神奈川県	3,308,523	66,357	1,927,557	1,927,275	1,090,210	425,671
山梨県	394,761	8,673	244,429	244,042	79,563	70,822
長野県	2,156,683	32,795	1,016,104	1,015,478	804,814	346,930
新潟県	1,359,553	32,790	697,928	697,645	500,731	207,108
石川県	727,324	17,468	364,157	364,130	242,474	121,419
福井県	567,370	16,585	312,561	303,475	214,620	52,192
岐阜県	2,019,540	57,546	1,126,972	1,126,854	655,099	233,631
静岡県	2,914,480	111,303	1,254,225	1,246,927	1,245,924	416,000
愛知県	5,032,834	91,594	2,668,054	2,668,044	1,727,774	580,833
三重県	1,400,511	38,656	683,561	680,888	482,220	212,176
滋賀県	852,908	14,346	543,192	492,082	258,098	112,526
京都府	826,302	21,760	454,385	454,107	240,302	95,423
大阪府	2,961,853	75,427	1,658,186	1,648,176	1,081,029	612,712
兵庫県	3,474,223	93,807	1,755,731	1,755,340	1,141,195	810,797
和歌山県	1,109,065	32,945	652,401	652,371	299,239	146,609
鳥取県	278,920	7,436	174,079	173,217	85,017	24,313
島根県	493,872	15,504	322,873	322,833	131,250	53,813
広島県	1,671,195	80,200	1,078,966	1,078,554	550,637	79,890
山口県	879,456	24,647	471,322	470,957	262,591	118,788
徳島県	659,184	15,719	405,474	405,288	222,823	24,330
香川県	1,403,991	17,497	662,135	661,932	681,836	67,044
愛媛県	1,151,274	23,091	682,031	681,774	370,926	98,510
高知県	627,430	16,004	328,598	328,589	190,630	85,587
福岡県	1,340,867	25,094	736,607	724,141	443,142	183,144
佐賀県	575,743	11,495	271,917	271,334	176,112	121,494
大分県	392,664	9,329	214,610	214,497	116,491	68,156
宮崎県	495,575	8,811	245,843	245,765	140,453	105,889
鹿児島県	777,241	14,626	446,026	442,803	166,576	140,932
合計	50,891,675	1,295,833	27,877,320	27,743,057	16,378,012	7,199,801
一連合会当たり平均	1,413,658	35,995	774,370	770,640	454,945	199,994

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外  
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

## 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2009年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(2,908,158)	(154,362)	(2,045,972)	(2,034,196)	(25,869)	(939,700)	(114)
青森	468,127	4,580	270,641	269,062	11,057	154,093	19
岩手	867,620	10,459	510,090	502,620	39,559	294,487	9
宮城	944,873	8,201	461,229	458,796	77,764	379,808	14
秋田	698,561	11,276	369,833	366,969	16,439	252,835	16
山形	888,279	11,650	460,755	454,842	41,428	343,539	19
福島	1,218,337	6,674	733,728	729,049	76,952	385,626	17
(東北計)	(5,085,797)	(52,840)	(2,806,276)	(2,781,338)	(263,199)	(1,810,388)	(94)
茨城	1,462,726	10,608	1,016,354	1,007,129	95,811	352,144	27
栃木	1,534,118	2,059	987,716	983,890	149,270	373,491	10
群馬	1,328,259	4,656	1,008,905	1,006,769	61,257	286,686	20
(北関東計)	(4,325,103)	(17,323)	(3,012,975)	(2,997,788)	(306,338)	(1,012,321)	(57)
埼玉	3,640,292	6,388	2,449,037	2,448,464	279,782	1,027,743	21
千葉	2,305,941	9,821	1,337,081	1,329,491	277,240	743,332	24
東京	3,223,643	2,983	2,064,447	2,045,709	109,601	1,218,939	16
神奈川	5,286,610	1,113	3,254,660	3,253,940	373,134	1,885,690	14
(南関東計)	(14,456,486)	(20,305)	(9,105,225)	(9,077,604)	(1,039,757)	(4,875,704)	(75)
山梨	591,182	3,817	385,130	383,491	34,075	181,372	13
長野	2,789,521	18,287	1,966,347	1,964,154	49,643	834,393	20
(東山計)	(3,380,703)	(22,104)	(2,351,477)	(2,347,645)	(83,718)	(1,015,765)	(33)
新潟	2,073,830	24,742	1,313,165	1,311,326	197,885	626,652	26
富山	1,253,114	4,280	923,021	921,103	73,993	244,516	17
石川	1,055,006	2,149	709,843	708,868	64,508	326,124	17
福井	798,043	3,004	547,050	546,609	30,467	232,715	14
(北陸計)	(5,179,993)	(34,175)	(3,493,079)	(3,487,906)	(366,853)	(1,430,007)	(74)
岐阜	2,713,473	3,437	1,979,297	1,978,649	191,418	604,244	7
静岡	4,389,945	18,543	2,865,207	2,860,364	315,648	1,346,845	19
愛知	6,626,788	20,794	4,986,226	4,961,578	463,022	1,516,400	20
三重	1,937,497	4,832	1,379,444	1,366,283	172,623	398,440	15
(東海計)	(15,667,703)	(47,606)	(11,210,174)	(11,166,874)	(1,142,711)	(3,865,929)	(61)
滋賀	1,275,137	3,924	845,750	840,547	159,024	311,067	16
京都	1,091,620	3,973	808,523	805,623	78,311	233,987	5
大阪	3,806,628	36,595	2,826,604	2,789,201	180,361	870,450	16
兵庫	4,488,984	8,832	3,230,470	3,228,315	163,482	1,158,388	14
奈良	1,238,393	2,771	816,022	800,768	164,248	246,560	1
和歌山	1,437,673	3,839	1,055,709	1,055,542	61,184	293,776	10
(近畿計)	(13,338,435)	(59,934)	(9,583,078)	(9,519,996)	(806,610)	(3,114,228)	(62)
鳥取	486,386	7,661	281,699	277,594	48,978	124,967	3
島根	841,165	18,441	473,016	470,339	50,926	320,234	11
(山陰計)	(1,327,551)	(26,102)	(754,715)	(747,933)	(99,904)	(445,201)	(14)
岡山	1,594,264	17,648	1,034,809	1,033,186	82,962	476,949	9
広島	2,381,250	5,488	1,643,231	1,642,980	40,066	678,351	13
山口	1,200,229	3,745	857,659	853,583	81,938	275,395	12
(山陽計)	(5,175,743)	(26,881)	(3,535,699)	(3,529,749)	(204,966)	(1,430,695)	(34)
徳島	776,847	1,852	640,994	638,852	22,485	116,170	16
香川	1,542,599	6,221	1,392,813	1,392,421	863	183,857	2
愛媛	1,569,709	1,751	1,129,550	1,125,722	110,113	327,029	12
高知	799,939	3,929	574,650	570,560	43,725	186,784	16
(四国計)	(4,689,094)	(13,753)	(3,738,007)	(3,727,555)	(177,186)	(813,840)	(46)
福岡	2,295,383	6,756	1,327,646	1,315,778	83,159	917,665	23
佐賀	809,353	10,800	529,363	528,290	42,186	215,903	4
長崎	619,323	5,049	366,150	363,433	13,705	199,355	7
熊本	898,526	11,467	470,916	462,422	68,699	306,326	14
熊大	626,433	9,121	368,319	366,333	23,987	223,318	8
(北九州計)	(5,249,018)	(43,193)	(3,062,394)	(3,036,256)	(231,736)	(1,862,567)	(56)
宮崎	691,674	15,086	441,507	440,023	32,486	223,199	13
鹿児島	1,115,571	11,009	701,808	698,477	5,684	365,525	17
(南九州計)	(1,807,245)	(26,095)	(1,143,315)	(1,138,500)	(38,170)	(588,724)	(30)
(沖縄)	(718,587)	(3,711)	(323,804)	(320,244)	(36,426)	(307,534)	(1)
合計	83,309,616	548,384	56,166,190	55,913,584	4,823,443	23,512,603	751
一組合当たり平均 (単位 千円)	110,931,579	730,205	74,788,535	74,452,176	6,422,694	31,308,393	-

### 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2009年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	道	541,445	8,267	327,857	327,551	139,194
		森	51,169	1,713	28,167	26,940	12,492
		手	90,834	3,109	62,161	59,967	24,580
		島	13,649	889	10,574	10,342	3,647
		城	15,821	680	10,301	9,954	4,890
千葉県	奈川	葉	63,917	2,641	40,979	37,439	18,162
		京	7,658	143	5,418	5,403	1,319
		川	26,110	3,192	15,508	15,262	5,673
		山	27,387	874	21,813	21,689	2,968
静岡県	三重	山	33,033	567	25,864	25,272	5,555
		川	44,689	1,190	28,652	28,168	10,308
		井	44,372	1,000	25,956	25,355	14,059
		岡	95,438	6,826	55,384	55,190	35,222
		重	79,377	2,134	52,392	46,332	18,176
東京都	歌	都	86,442	3,574	54,418	54,047	33,916
		庫	42,021	650	16,681	16,331	23,498
		山	69,868	1,727	37,183	35,104	26,879
		取	41,179	1,011	29,314	28,082	8,703
		島	18,627	806	14,400	13,909	4,044
徳島県	高知	島	59,689	844	28,503	28,194	24,098
		川	28,688	537	23,241	22,931	3,226
		媛	51,017	2,172	41,209	41,186	9,477
		知	91,408	1,452	53,509	50,158	38,882
		岡	34,471	2,048	22,131	20,205	11,746
佐賀県	児	賀	49,781	662	39,045	38,196	6,500
		崎	74,387	1,140	48,095	47,176	24,139
		崎	120,780	1,652	88,053	87,573	25,412
		島	36,701	1,001	25,943	25,140	11,552
		縄	61,505	2,195	23,769	22,068	39,247
鹿	24,084	497	15,710	14,720	9,421		
沖							
合	計	2,025,547	55,193	1,272,230	1,239,884	596,985	

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2009年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	払込済金	預け金	うち 系統預け金	貸出金	報告 組合数
北海道	463,182	102,296	79,510	487,030	484,530	118,885	72
青森	6,059	200	480	5,650	5,574	579	1
宮城	53,276	500	4,203	35,777	34,171	13,869	1
山形	5,418	0	759	4,896	4,622	509	1
福島	7,417	1,778	1,205	8,938	7,840	880	2
静岡	18,081	1,847	441	14,112	13,803	4,574	1
愛知	6,723	476	347	6,601	6,417	241	1
三重	81	0	48	120	55	13	1
島根	42,970	1,850	3,353	28,828	28,284	9,434	1
山口	63,110	2,549	6,492	45,512	44,228	21,610	1
香川	2,342	255	148	2,156	2,116	396	1
愛媛	59,925	17,831	5,839	64,396	63,579	11,157	26
長崎	104,554	17,526	8,065	105,172	104,501	16,957	40
熊本	5,804	460	828	4,806	4,004	1,211	1
大分	26,222	0	2,205	15,568	15,097	8,264	1
宮崎	34,206	9,379	4,370	30,695	30,161	14,799	17
合計	899,370	156,947	118,293	860,257	848,982	223,378	168

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。